

平成16年第4回  
美唄市議会定例会会議録  
平成16年12月10日(金曜日)  
午前10時00分 開議

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名  
第2 一般質問

◎出席議員(22名)

議長 中西勇夫君  
副議長 吉田栄君  
1番 吉岡文子君  
2番 広島雄偉君  
3番 五十嵐聡君  
4番 白木優志君  
5番 小関勝教君  
6番 福庄計夫君  
7番 土井敏興君  
8番 谷内八重子君  
9番 長谷川吉春君  
10番 米田良克君  
11番 古関充康君  
12番 矢部正義君  
13番 谷村孝一君  
14番 川本政芳君  
15番 内馬場克康君  
16番 本郷幸治君  
18番 紫藤政則君  
19番 荘司光雄君  
20番 林国夫君  
22番 長岡正勝君

◎出席説明員

市長 桜井道夫君  
助役 佐藤昭雄君  
収入役 伊藤順一君  
総務部長 板東知文君  
市民部長 三谷純一君  
保健福祉部長兼福祉事務所長

安田昌彰君  
経済部長 天野修二君  
建設部長 酒巻進君  
水道部長 加藤誠君  
市立美唄病院事務局長

堀川泰雄君  
消防長 佐藤賢治君  
総務部総務課長 奥山隆司君  
総務部総務課総務係長 阿部良雄君

教育委員会委員長 藤井忠一君  
教育委員会教育長 村上忠雄君  
教育委員会教育部長 吉田讓君

選挙管理委員会委員長

熊野宗男君

選挙管理委員会事務局長

稲村秀樹君

農業委員会会長 西舘隆志君  
農業委員会事務局長 秋場勝義君

監査事務局長 遠藤等君

◎事務局職員出席者

事務局長 谷津敬一君  
次長 和田友子君  
総務係長 濱砂邦昭君

---

午前10時00分 開議

●議長中西勇夫君 これより本日の会議を開きます。

---

●議長中西勇夫君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

10番 米田良克君

11番 古関充康君

を指名いたします。

---

●議長中西勇夫君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

16番本郷幸治君。

●16番本郷幸治君（登壇） 平成16年第4回定例市議会に当たり、大綱3点について市長に質問します。

大綱1点目は、行財政改革についてであります。このたび国と地方の税財政を見直す三位一体改革の全体像が決定されました。全体的には、本来の趣旨であります地方の主体性、裁量の拡大という点から見ますと、まだまだ満足できるものではなかったかと思えます。こうした状況下にあります。本市の財政は70%以上国、道に頼らざるを得ない現在、自立をしていくためにもいまや当面の問題として行財政問題に取り組まなければならないと思えます。

そこで、3つについて質問します。

まず、1つ目は「公募制」について。この制度については、小規模ながらも一部実施していると聞いておりますが、先般、市まちづくり委員会は市自立推進計画に関する提

言書をまとめ、市長に提出されました。中でも補助金制度について、開かれたものにするために公募制の導入を検討したらどうかとの提言がありました。公募制の実施するまでの経過と効果はどうであったのか。

また、今後さらに導入し、拡大していく予定があるのかお聞かせください。

2つ目は、「行政パートナー制度」についてであります。本市にありましては今後ますます少子高齢化による行政需要の増大と国の財政悪化や税収の減少などにより、自治体を取り巻く環境は厳しくなる一方です。税収や交付税が減少しても、行政サービスをさらに向上させていくためには、新たな行政運営システムの構築が必要と思われま。

そこで、市の業務を市民やNPOに委託するもので、市と市民との協働による行政運営を具体的に実践する制度、すなわち行政パートナー制度の導入が必要と思われま。市長のご所見をお伺いします。

3つ目は、「指定管理者制度」についてあります。この内容につきましては本年の3月定例市議会と同僚議員からも質問がありました。改めまして新市長にお伺いします。平成15年の9月に地方自治法の改正により公の施設における指定管理者制度が施行されました。この制度は、改正前までは市が設置している公の施設の管理は、これまでは公社など公共的な団体にしか管理委託ができませんでした。改正後は、民間事業者をはじめ、NPO団体やボランティア団体など、幅広く管理を委任することができるという制度です。この制度を導入することで民間事業者のノウハウを活用し、各施設へより一層サービスを

向上させることや管理経費を節減することが期待されています。

なお、法律では平成18年9月までに移行することになっておりますが、本市としても積極的に取り組むべきと考えますが、市長のご所見をお伺いします。

大綱2点目は、防災について。この問題は、今定例会で同僚議員からも質問がありましたが、私は特に高齢者などの災害弱者の緊急対応策についてお聞きします。

いまだに記憶に新しい10年前の阪神・淡路大震災で死者が6,436名という甚大な被害をもたらした。この震災で犠牲になった方々の半数以上が自力で避難することができなかった、高齢者や障がいのある方という、いわゆる災害弱者と呼ばれる方々でした。また、今回の新潟、福島、福井県、四国等の集中豪雨や、つい最近では新潟県中越地震での犠牲になった多くの方も高齢者と聞いております。

本市にありましても、台風18号による被害、そして30年以内に震度6強の地震が起きる確率が6%という報道があったばかりです。こうしたことから、決してよそごとではなく、早急に取り組まなければならないと思います。たとえば災害情報の伝達体制、高齢者の避難場所、河川堤防の安全性、局地的集中豪雨にかかわる予報体制、そして避難場所の耐震性を講じることももちろん大事ではありますが、いわゆる災害弱者を本当に救護できるのは、国や道の対策強化のみならず、自治体がコーディネート役になり、当事者、家族、地域、社会福祉協議会、福祉関係、NPO等がそれぞれ力を合わせる必要がありますが、本市の具体的な取り組みについてお伺いしま

す。

大綱3点目は、生活支援策についてであります。本市にありましては依然長引く経済不況が続く、リストラなどによる所得の減少から住宅ローンが納められない、また仕事の減少から所得が低下して消費者金融などに資金を求めて多重債務に陥る悲劇が多くあります。市民の多重債務を克服するためには、破産や任意整理など、法的な手続きをとらなければ解決できないケースがほとんどであります。

しかし、弁護士を依頼するにも費用がない。また、法律扶助制度はあるものの、条件が厳しく、容易に制度を利用できません。こうした今日の社会的な問題ともなっている多重債務者の悲劇に対しては、行政も何らかの支援や指導をする必要があると思います。たとえばせめて弁護士費用程度の貸し付けができる制度をつくってはいかがでしょうか。市民を守るためにも、「生活支援貸付制度」としてぜひとも創設してはいかがでしょうか。市長のご所見をお伺いします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 本郷議員の質問にお答えします。

初めに、補助金制度における「公募制」の導入についてであります。公募制の導入には交付決定までのプロセスを公開することにより、透明性や公平性の確保とともに市民と行政のパートナーシップの醸成や限られた予算の効率的な配分などの効果が期待されます。このため、市では本年度から地域活性化のための自主的な活動を行う団体に対する補助金交付に一部公募制を導入し、庁内に設置した

審査会において、応募された4団体に対する公開審査を実施いたしました。審査の結果、茶志内町におけるバス待合所の設置や峰延町における国道沿線のハーブ植栽事業など、いずれの活動にも地域のイメージアップや担い手育成などの効果が期待されることから、応募4団体に対し補助金を交付したところであります。補助金における公募制については、今後まちづくり委員会の提言に基づき導入範囲拡大についての調査・検討など、自立推進計画へ反映してまいりたいと考えております。

次に、「行政パートナー制度」についてであります。私としましては効率的な行政運営や市民と行政のパートナーシップ構築の観点から、市民の皆さんと協働がより一層求められていると考えております。このことから、先進都市である志木市の事例などを参考にしながら、協働によるまちづくりの一つの手法として美唄にふさわしい行政パートナー制度を検討してまいりたいと考えております。

次に、「指定管理者制度」についてであります。平成15年6月、地方自治法の一部が改正され、同年9月の法律施行により新たに株式会社、NPO法人、社会福祉法人、法人格を持たない団体なども施設の管理運営業務が可能になりましたので、民間のノウハウを活用し、アウトソーシングによる管理運営方法を取り入れることが住民サービスの向上に結びつくものと認識しております。

なお、指定管理者制度の導入に当たっては、国から地方、官から民という時代背景を十分踏まえ、この制度の活用が本市の自立推進につながっていくよう考えているところでございます。

経過といたしましては、本年5月、施設の管理状況調査、全道の導入状況調査を実施し、その結果を踏まえ、現在、導入すべき対象施設を選定しているところでございます。今後、指定管理者の募集、選定方法などについて、その基本的な枠組みを定め、平成18年4月から順次導入を目指してまいりたいと考えております。

次に、高齢者などの災害時における緊急対応策についてであります。災害時に高齢者や障がいのある方々を安全に避難させ、援護を行っていくためには、よりきめ細やかな支援対策が必要と考えております。そのためには、日ごろからこうした方々の把握に努めるほか、住民同士の協力と行政や関係機関の連携が大切であります。本市では、すでに地域において民生委員による独居老人の安否確認や老人クラブの相互支援活動により声かけ、見守りを行っているほか、防災をテーマのひとつに「地域福祉市民ささえあい推進委員会」による地区懇談会を開催して、災害時における備えや地域の役割などについて話し合ってきているところであります。今後におきましても、さまざまな機会を通じて災害時に備えての啓発に努めるほか、地域と行政や関係機関が連携して災害時における高齢者などへの緊急対応の充実を図ってまいりたいと考えております。

最後に、生活支援貸付制度の創設についてであります。現在市では市民の利害関係の助言、救済を図るため、無料の法律相談を月2回実施しており、消費者金融問題等の相談も受けております。

また、社会福祉協議会では低所得者の生活

支援を目的とする応急生活資金貸付事業を行っております。多重債務者の法的手続きに伴う弁護士費用に対する行政支援のあり方については、いろいろな課題もありますことから、今後、調査、研究してまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 16番本郷幸治君。

●16番本郷幸治君 一通りのご答弁をいただきましたが、指定管理者制度の質問に対しまして、市長の方から平成18年4月から順次導入しますと、このことについて、再質問させていただきます。

この制度を実施した場合の市民から見ての不安な点と、また実施に至るまでの経過内容の主なもので結構です。これについてお聞きします。

1つには、公の施設の管理の適正を期するための条例の制定はいつごろ予定されるのか。

2つ目には、指定管理者の指定方法はどのようにするのか。

それから、3つ目には利用許可や料金設定も、これは市民が恐らく不安に思うことではないのかなということで、2点、一応ちょっと挙げてみます。

1つ、利用許可、それから料金設定も民間が勝手に決められると。以前よりも施設利用料金が高くなるのではないのかと。

それから、2つ目には、住民、議会のチェックがきかなくなると。不正、腐敗のおそれが出てくるのではないかと。

以上の点について市長にお伺いします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 本郷議員の再質問にお答えします。

指定管理者制度についてであります。導入までのスケジュールにつきましては、平成17年6月に指定管理者の指定に関する手続条例を制定し、9月には、導入する施設の設置条例の一部を改正するとともに、指定管理者の公募、選定作業を行うこととしております。その後、12月に指定管理者の指定について議会に提案し、平成18年4月からの導入に向けて現在準備を進めているところでございます。

次に、具体的な制度の内容についてありますが、指定期間は原則3年から5年の期間を予定しております。

利用料金につきましては、指定管理者と協議の上、設置条例で定める金額の上限の範囲内で定めることとし、またその収入については指定管理者の収入とする利用料金制を採用してまいりたいと考えております。

導入後におきましては、年度終了後、事業報告の提出を求めるとともに、指定管理者が適正な管理を行えないと判断される場合は、指定の取り消しまたは管理業務の停止措置等を行ってまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

14番川本政芳君。

●14番川本政芳君（登壇） 第4回定例会に当たり、大綱2点について市長に質問させていただきます。

初めに、農業行政で建議書、要請書の考え方についてお伺いいたします。毎年、美唄市農政と農業予算に関する、農業委員会では建議をし、農民協議会では要請を行っておりますが、農業振興にどのように生かされているのかお伺いいたします。

次に、就農支援資金制度であります。就

農支援制度は農業後継者、新規参入者を問わず、今後の農業を担っていくチャレンジ精神を持った人材を確保、育成するために1995年に創設されたと聞いておりますが、制度の内容と今年改正された内容について、さらに美唄市の利用状況を含めて教えていただきたいと思っております。

次に、経営安定対策の中で基本計画で5年目の見直しについてお伺いたします。今回の見直しは、おおむね5年ごとに基本計画を変更すると定めた基本法第15条に従って進められておりますが、その側面に、

1、平成13年に小泉内閣が発足し、構造改革路線を打ち出したこと、

2、BSE問題の発生など、生産者優先の農政から消費者保護重視の農政への転換があったこと、

3、米政策改革の流れで米関税化対応がスタートしたこと、

4、WTO農業交渉が昨年から廃止され、それが決裂しそうな状況を受けてFTA交渉が活発していることなどが今回の見直しに関連して、主要政治経済要因として挙げられておりますが、この見直しの行方はどこへ向かおうとしているのか。中間論点整理が提出されたと聞きますが、現在つかんでいる情報をお聞かせいただきたいと思っております。

次に、米政策改革と農業生産組織についてお伺いたします。効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するという新政策以降の担い手育成の方向に加えて、集落を基礎とした農業者の組織、集落営農が農業構造政策の対象として取り上げられ、多様

な担い手の形態として位置づけられておりましたが、2004年1月の基本計画の見直しの議論に、

1、品目横断的政策、

2、環境保全政策、

3、担い手・農地制度政策が主要な検討課題と提示されておりますが、農業生産組織の方向性についてお伺いたします。

次に、農業の担い手についてお伺いたします。担い手政策における最大の特徴は、特定の担い手に各種の支援政策を集中化、重点化しています。その担い手として想定されるのは、認定農業者で効率的かつ安定的な農業経営を目指すもので、具体的には都市勤労者並みの生涯所得や労働時間を目標とするものであります。

他方、米政策改革では市場メカニズムに対応する担い手を目指し、面積規模要件を設定しております。この担い手とは、どのような経営者をイメージしているのでしょうか。

また、育てるべき人材、確保すべき人材とは、具体的にどのような人材なのでしょうか。多様な経営類型が存在する現実を認識するとき、現場の実情に即した担い手像をどのようにとらえ、行政的支援を行おうとしているのかお伺いたします。

次に、農業の活性化に向けてお伺いたします。いま消費者重視の食糧政策はわかりませんが、米の消費の減退、畜産物、野菜類のトラブルや流通問題、農業者の高齢化など、問題解決の具体策が示されておられません。その上、農村活力の低下は年々進行しているように見えます。特に大規模農家育成政策に問題が多いと思っております。米作の農家に農地を集積

して経営規模を拡大し、機械化、省力化、合理化を進めてきましたが、その結果農業所得は一時的には向上するが、生産総量は下がってきております。補助金をもらって華やかに展開するが、流通改革や代金決済や利益配分がうまくいかず、農機具の更新等の話し合いでストップしてしまう。農政は、現場を重視した体質構造に変えることが大切だと思います。つまり農家は農業生産物をお金にかえて生活が維持でき、その生産販売一貫体制を指導してくれる技術者や販売のエキスパートや組織活動の事務局を担当してくれる人を求めています。いわゆる人的資本への投資が挙げられると思います。高度な職業上の熟練や技能を持った人材、特に企業のマインドと能力を持った人材等の不足が続いていると思います。人的資本の充実にかかわるソフト事業は非常に重要であります。

いま1つは、農村地域での産業クラスターの形成と発展、特に内発的発展の文脈である多様な産業関連構造や、地域内で形成して付加価値が地元へ帰属するような発展を構築することが大切だと思いますが、この活性化対策についてお伺いをいたします。

次に、福祉行政で介護予防事業についてお伺いをいたします。今日的な背景について、2000年度からスタートした介護保険制度は、いろいろな問題を含みつつも、介護問題を世間に浸透させ、介護の社会化を促進させました。しかし、その利用者が増加したことで給付と負担のバランスが崩れつつあり、見直しの作業が進んでおります。その主なポイントに介護の必要度の低い要支援や要介護の高齢者を在宅サービスの対象から外して介護予防サー

ビスを創設することが検討されていると聞きますが、美唄市が実施されている介護予防事業は、先を見通した事業としてとらえることができ、またこの点が進むとすれば、既存の制度ではとれ切れない人たちが多く存在することになり、地域の主体的な対応による福祉力の形成が求められると思いますが、どのような対応を考えているのかお伺いいたします。

次に、農の福祉力の担い手としての考え方についてお伺いいたします。いま農の福祉力に注目が集まっている理由に、多面的機能との関連があるのだと思いますが、根底には農業や農村が有する治癒力に対する期待があると考えます。とりわけ癒し力という側面であります。

一昨年、みずほ議員会で群馬県にあるフラワービレッジ倉淵生産組合を政務調査させていただきました。ここは園芸療法、園芸福祉について実践されているところで、ことしその理事長をされている近藤龍良氏にみずほ議員会を訪ねていただきました。2001年に日本園芸福祉普及協会を設立し、東京農業大学学長の進士五十八氏を理事長に、園芸福祉を社会に定着させていくことを目指していますが、この先生の発刊書の序文に「幸せになること、それは国民の権利である。国は、人々を幸せにする義務を負い、人々を幸せにするために政策と事業を行わなければならない。こうしてさまざまな福祉施策が実現した。医療、保健、老人ホーム、年金、無料バス、食事の宅配、バリアフリー、いろんな施設や制度が工夫されてきた。しかし、人々は本当に幸せになっただろうか。これまでの福祉は、物と金だけを与えるものではなかったか。言ってみ

れば、経済福祉、幾ら物と金をもらっても、人間の生きる力を引き出さない限り人を本当に幸せにすることはできない」と続いておりますが、とりわけ農の福祉力の最大の特性は、農村を取り巻く自然的環境や地域の資源、農地を軸にした展開が図られるところにあるのだと思います。農の福祉力をどうとらえるのか。

また、期待される背景や今日的意義づけを調査し、農の福祉力を地域社会に生かす施策を考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。「ヘルシーライフ21」の考え方に健康はつくるものという視点に立ち、主体的に取り組んでいくことが大切であります。利用者に対する実施効果もさることながら、活動を支えるスタッフ自身、健康増進効果や地元の農業を改めて見詰め直す契機にもなり、支援スタッフのグループ化や地域組織の活性化効果にも及ぶと考えます。

また、市長の言う食の駅、健康の駅へとつながると思いますが、農の福祉力の担い手としての考え方についてお伺いいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 川本議員の質問にお答えします。

初めに、建議書及び要請書についてですが、このことにつきましては農業振興施策などを企画・立案及び推進する上で、所管する部署ごとに検討を行い、緊急度の高いものから順次実施するよう努めているところであります。

次に、就農支援資金制度についてですが、農家戸数の減少や高齢化、後継者不足が進行している中、農業内外からの青年等の

就農促進を図るために創設された制度で、就農研修資金、就農準備資金、就農施設等資金からなっております。

また、この制度は本年4月に改正され、借入金の償還免除限度額が300万円から200万円に、免除対象者の年齢区分が46歳未満から40歳未満に引き下げられております。

なお、本市においてこの制度を利用している方は12名で、すべて就農研修資金の借り入れとなっております。

次に、食料・農業・農村基本計画の見直しについてであります。基本計画の見直しは農政改革のもとに進められており、食料・農業・農村の各領域で国民生活に深くかかわりがあることから、今後国民的な議論が広く展開され、まとめられるものであります。

8月の中間論点整理では、認定農業者と集落営農を担い手と位置づけ、あわせて集落営農の組織化と法人化を促進すべきとしております。このことから、市としましては生産組織の法人化も視野に入れた取り組みが必要となるものと考えております。

一方、農村地域ではこうした担い手だけでなく、それ以外の農家、非農家も含めた地域社会づくりのための施策が検討されていくものと考えております。

次に、農業の活性化についてですが、農業・農村の活力を維持、向上させるためには、経営感覚にすぐれた人材を育成していくことが必要であると考えております。このため、異業種などとの交流を促進し、幅広い視野の人材育成に努めてまいりたいと考えております。

また、農業を核とした産業クラスター形成

については、すでに市内で取り組まれている事例として雪の冷熱を利用したみそづくりなどがあります。

このようにさまざまな業種の方々が交流、情報交換する中から、農産物の付加価値を高め、新しい産業を創出するアイデアが生まれる可能性も高いと考えられますので、市としては今後意見交換の場を設けてまいりたいと考えております。

次に、福祉行政について、介護予防事業についてであります。急速に進む本市の少子高齢社会にあって、高齢者がいつまでも元気で生きがいを持って暮らしていただくためには、介護予防が大切であり、その推進に当たっては住民と行政が一体となって取り組むことが必要であります。

このため、現在、市が実施する自宅においてパソコンを活用した運動教室や地域においてビデオを利用して集団的に行う運動教室のほか、地域が主体となって取り組む健康づくり事業などを行っており、協働して介護予防を推進しているところであります。

次に、農の多面的な機能についてですが、農には自然とのふれあいによって人の心を癒し、心身のリフレッシュや健康を回復させるなどの豊かな効用が期待できますので、こうした可能性を市民の健康増進や交流の促進などに生かすことにより、生き活きとしたまちづくりが推進できるものと考えております。

幸い本市には農村の豊かな自然環境と活用できる農地や人材など、社会資源に恵まれておりますので、農が持つこのような可能性をどのように展開できるのか、今後調査研究し

てまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 14番川本政芳君。

●14番川本政芳君 自席から再質問させていただきたいと思っております。

初めに、建議の件でありますけれども、道の農業会議からも各農業委員会に、地域水田農業ビジョンづくりをはじめ、農業振興にいままでも一生懸命尽くしてきたわけですが、なお一層力を入れなさいということで、従来のような米の生産調整だけを達成することではなく、米も含むこの地域の作物の生産、販売のみならず、水田の利活用並びに担い手の育成、それら担い手に対する農地の利用集積など、生産と経営対策を一体的に実施することにより、地域の農業の構造改革が進むものと、そういうことで力を入れなさいということで、それぞれ各農業委員会が努力をされているわけですが、特に美唄の場合、それぞれの委員が選挙区に帰って、それぞれ多くの人たちといま抱える地域の問題あるいは行政に対する要請等々をいろいろと議論をし、そしてそれを持ち寄って各東西南北の4つに分かれているブロックに持ち寄って、さらにそこで相談をし、そしてそこで煮詰まったものが農振委員会という中で議論をされ、そして最終的にこの建議書という形ででき上がってくるわけで、大変時間もかけ、そして努力をされて、積み重なったものだと。そして、そのことが各地域全体を網羅したそれぞれの意見がここに凝縮をされているというふうに考えているところでございますけれども、私はそんな中で感心をしながら建議書等も目を通させていただいているわけですが、市がつくっている主要農業施策の

概要、こういったものを見せていただく中に  
どういう形で生かされているのかなというふ  
うに思うところがございますが、実はこうい  
った建議に関する問題が、深川農業委員会あ  
るいは旭川の農業委員会の建議がよく新聞に  
出されるわけですけれども、特に旭川の農業  
委員会が建議をしたものにつきましては、事  
業予算まで大変詳しく書いてあるわけござ  
います。この中の一部を読みますと、農  
業委員会が建議をした内容のほとんどが予算  
化されているということが書かれてございま  
す。そういうことで、大体来年度の3月の予  
算議会に合うように、大体10月ごろに皆建  
議をするわけでございますけれども、そうい  
うものがそれぞれのところで検討され、そし  
て予算議会で認められている。こういうこと  
で、ほとんどの建議内容が予算化されてい  
るということで、委員も大変光栄なことであ  
ると同時に、その責任も感じるというような  
ことで新聞記事が出ているわけございま  
すけれども、これは考えてみると、農業委員  
会も、それから理事者も議会も一体となっ  
て農業振興に尽くしている、そういうこと  
のものがこの新聞記事となって出てくるの  
だろうというふうに思うわけございま  
すけれども、こういうことで作られた建  
議書、こういう他の事例も勘案しながら、  
いま1度市長の建議に対する考え方を  
お聞かせいただきたいというふうに  
思うわけでございます。

次に、就農制度でございますけれども、私  
はこの議会で一般質問させていただきました  
折に家族経営調査、9百数十戸の調査をした  
中で、回答が838戸であったわけです  
けれども、そこで後継者がいるというのが  
22%、後継者

がないが48%、わからないが29%、こ  
ういうことで、また各連合会ごとの課題等  
についても改正をしていきたいという答  
弁がございました。いまこの結果を聞いて、  
わからないという29%が、いるという  
22%の方に入ってほしいなというよ  
うな願いを持って聞いていたわけ  
ですけれども、実際にいま、私のこれ  
は推測でございますけれども、逆にい  
ないという方に進んでいるのでないか  
なというような感じがするわけござ  
います。いま地域にいかにか脱落者  
を出さないようにするか、そして  
新規就農者、若者を手放さないよ  
うにするかがいま問われているとき  
だというふうに思うわけございま  
す。そういうことで、こうした制度  
を活用し、就農支援を考える必要  
があるというふうに思っております。

そこで、地域の課題とあわせて受け  
入れる人にどのように協力要請を  
されているのかお伺いしたいと思  
いますし、また関連する制度とし  
て負債を抱える農家が再建できる  
かどうかを判断したり、再建計画  
づくりを手助けする機関として農  
業再生委員会、これは仮称であ  
りますけれども、各都道府県に  
設置されるというふうに聞いて  
おります。また、失業者の就農  
支援として「農林業をやってみ  
よう」というプログラムをまと  
めて農林業の求人情報を提供し、  
雇用創出効果を期待、そして最  
終的に担い手育成につなげる  
としていますが、こうした機  
関の情報と取り組み方について  
お聞かせをいただきたいと思  
います。

次に、農業生産組織についてお伺  
いたします。昨年集落営農につ  
いて一般質問をさせていただきました  
が、前市長は、新規就農の  
受け皿や農作業の受け手など、  
地域において

も中核的な役割を担うものと期待されていることから、集落営農を推進していきたいという答弁をされました。その後、いろいろな調査をされたと思いますけれども、法人はどれぐらいあるのか、協業経営は幾らか、機械など共同所有、利用している状況、また集落内の農家の補完的な組織としての性格を有するものが多数を占めているわけですが、この意識調査等、集落営農の現状についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、米政策改革に対応した集落営農の再編の取り組みについてお伺いをしたいと思うのですが、いま米戦略プロジェクトチームを空知中央地区農業改良普及センターにつくって、新たな米づくりを7つのテーマに分けて作成し、ことし3月に完成したというふうに聞いておりますが、この活用に対する考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それから、ある町で、米政策改革の担い手対策の要件に合致した経営体の形成を図ることを目的に育成計画を作成しているところがございます。ここでは、協業経営、それから共同利用組織、中核農家の3つに区分をして、それらの法人化に向けた取り組みを2004年から2006年をステップ1、2008年をステップ2、達成目標年に分けて進めようとしております。しかし、この中にはいろんな問題があり、共同体的な組織運営原則を有する集落営農において速やかに実現できるかどうか疑問である。しかし、この町では、こうした要件をクリアすることは現状では難しい集落営農が存在するにもかかわらず、集落経営体への移行に向けた取り組みを進めようとしている。その背

景には、政策主体における特定の経営施策の重点化といった議論が進められている中でどういう方向に進むかわからないが、とりあえず農政が進めている方向に適合していくことで施策の対象となり得る受け皿をつくっておきたいと、こういう考え方のようにあります。集落営農の活動は、まさに多様であります。農業生産の担い手を目指しているものから、地域資源や農村社会の維持・管理、集落の農家の相互扶助等を目的としたものまでさまざまあります。この多様性の意味を改めて考える必要があると思えます。プロ農業経営のみが資源の維持・管理を実施すれば、コストは膨大なものとなります。営業としてだけでなく、地域の資源管理的な役割という意味での多様な担い手の育成を農業政策の中でどのように位置づけられようとしているのかお伺いをいたしたいと思えます。

次に、担い手の件でありますけれども、農水省の企画部会で提出されました参考資料、「担い手の現状と施策の展開方向」によりますと、2002年でありますけれども、農業総算出額は8兆9,000億円で、これを経営目標数40万戸で割りますと、1経営当たり2,200万円程度になるわけです。そして、37~38万戸の家族経営、それに3~4万の法人、この展望に対して現在認定農業者は17万戸程度は家族経営で、このうち7万戸は認定農業者になっているが、効率的、安定的な経営にはなっていないそうです。さらに、認定農業者に準じて扱われている20万戸は市町村の基本構想の水準に達しているものの、その多くは効率的、安定的な経営に達していないというふうに言われております。こうした中で、プロ農業経

営への支援の集中、なかんずく品目横断的な直接支払いが進められようとしているわけですが、いままですでに経営を取り巻く外部環境の変化に対応して、新たな形の先進経営が見られるようになった現在、担い手を展望する際に生産資材、土地だけによって、たとえば20ないし30ヘクタール規模の水田経営を育成するという施策のあり方は、将来の担い手像を描けなくなっていくのではないのでしょうか。これまで農地集積を行ってきた農業者の中にも後継者がいない農家が相当います。こうしたことから、行政の支援策として農業経営者が自由に能力を発揮する舞台を用意する、あるいは自由な市場競争では損なわれてしまう資源利用に対する農業経営に直接支援をする。競争によって経営発展を継続していける担い手、幾つかの側面で支援が必要な担い手、新規参入など多くの支援が必要な担い手、このように分けた張りが必要ではないのでしょうか。そして、それを行うことの妥当性、なぜ政策支援をするのか。市民に説明する必要があります。

いままです農家が自然に何の意識もなしに、自分の経営をすることによって公共用地等、草刈りなんかも自分たちですべてやってきました。河川敷なんかも農地に面している、そういうところは自分たちの農作物をつくるために病気だとか、あるいは害虫が発生する、そういう面で農家の人たちがずっと草刈り等をしてきたわけです。しかし、いま言うような形の中でどんどん農家人口が減っていくということになれば、そういうことはだんだんできなくなってくるわけですし、そういうものの中にきちっとそうした自然環境を守ると

いう、そういう仕事をきちっと公的に認めるべきだということでは環境整備等が施策の中に入ってきているわけですが、やはりそういうものをきちっと支援をする内容を、こういうことから支援をするんだということを国民あるいは市民に行政は伝えていくべきでないかなというふうに思うわけでございます。いままです何か生活の保護という形が非常に強く受けとめられておりますけれども、そういうものでないものが大変あるわけですし、そういう面を行政はきちっと正確に伝えていく必要があるというふうに私は思っております。こうした総合的に理解し、担い手の実態を把握し、そして透明性の高い支援策が求められているというふうに思います。そういうことで、この担い手の育成目標、政策支援の方向性について、再度お伺いをいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 川本議員の再質問にお答えします。

初めに、建議書についてであります。農業委員会からいただいた建議書は農家の皆様のさまざまな意見を取りまとめたものと認識しておりますので、今後本市農業振興にいかすよう努めてまいりたいと考えております。

次に、就農支援についてであります。後継者不足や高齢化が進む中、本市農業の生産性の維持と振興を図るためには、新規就農者や担い手の育成が必要となっております。このため、市といたしましてはアンケート調査に基づいた農家の個別訪問を行い、就農希望者を受け入れる際の条件や問題などを確認し、受け入れ農家の体制づくりに努めております。

次に、仮称「農業再生委員会」についてありますが、農業経営の再生や農地の担い手への円滑な継承を目的に、平成17年度から道に設置されることとなっております。

また、「農林業をやってみよう」プログラムは厚生労働省と農林水産省が連携・協力し、農林漁業で働く意欲を持つ失業者の就業等を支援するもので、農林業分野を支える人材の確保につながるものと考えております。

次に、生産組織についてありますが、現在、法人は17、機械の共同利用組織は37となっておりますが、協業経営はないものと承知しております。

次に、空知中央地区における米づくりの方向性として地域ごとの土壌、気象条件や生産実績を示し、多様な米づくりを提案していることから、これからの米づくりを検討していく必要はあるものと考えております。

次に、担い手の育成についてありますが、認定農業者や集落営農が将来の経営形態の中心になるものと考えられますことから、担い手以外の農家が集落営農になるよう育成に努めてまいりたいと考えております。

なお、担い手の育成目標は、地域農業マスタープランの中で育成目標を640経営体と定めているところでございます。担い手への政策支援の方向性としましては、担い手の創意工夫や主体性を尊重した施策や法人化の推進などを考えております。

いずれにいたしましても、今後とも農村の環境を守り、農業・農村が維持されていきますよう行政として努めてまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君（登壇） 2004年第4回定例会に当たり、大綱2点について市長並びに教育長にご質問申し上げます。

大綱1点目は、美唄市行財政運営の課題についてであります。最初は、美唄市財政の実態と問題点について端的に伺います。

その1つは、財政分析に用いられます財政指標に関してであります。一般会計の03年度決算に基づく主要財政指数につきまして、札幌を除く全道の市、そして空知管内10市、さらに類似団体等と比較をしまして、美唄市の主要財政指数についてお示してください。

具体的には、財政力指数、

2つに公債費比率、

3つに地方債現在高倍率、

4つに経常収支比率、それぞれお答えをいただきたいと思っております。

その2つは、他会計、特に市立美唄病院事業会計の不良債務の状況についてであります。02、03両年度につきまして、第5次経営健全化計画に基づく計画と実績、そして一般会計繰出実績と交付税措置額についてそれぞれお答えください。

その3つは、公社、3セク等のいわゆる潜在赤字、隠れ借金の状況であります。具体的には、1つに振興公社が解散をいたしました。その解散による債務の引き受け額、それから土地開発公社で所有しています、いわゆる塩漬け土地の状況、それからHCC等の第3セクターに対する収支不足への貸付金の実態等について、それぞれお答えください。

市長は、美唄市のいまの財政の実態について、どのように問題点を把握しておられるか、

あわせてお示してください。

次に、次年度、2005年度（平成17年度）の予算編成に当たっての留意点についてお伺いをいたします。私は、本年3月24日の定例会本会議で2004年度（平成16年度）の一般会計に対する賛成討論を行いました。その中で、直撃をしておりました三位一体改革の影響で地方交付税やら国、道の支出金、さらには税源移譲等によるプラス要素、いわゆる三位一体改革なるもので4億2,000万円の減額になったこと。それから、道の財政立て直しプランで、医療費が中心であります900万円の減額になったこと。このような歳入の落ち込みをカバーする対策として職員や議員の人件費をはじめとして歳出の徹底見直しをした結果、6億円をはじめ出したこと。さらに、この6億円の節減でも不足を生じたために財源調整を行った。その中身は、財調の取り崩し5,000万円、特定目的基金からの借入金2億2,000万円、債務負担行為年次割の支払い繰り延べ、土地開発公社に対する支払いの繰り延べ1億2,000万円、合わせて3億9,300万円の操作を余儀なくされて収支のつじつまを合わせた。すなわち年度予算編成に当たって9億9,300万円、これらを節減をしたりやりくりをして捻出をして収支を、いわば予算編成に当たっての収入と支出を合わせなきゃなりませんから、つじつまを合わせたと、こういう実態について発言をさせていただきました。

そして、さらに05年（平成17年度）予算では三位一体改革が引き続き継続・拡大して、国が何らかの地財対策を講じなければ、財源操作はもうできないから、赤字転落は必定だということもあわせて申し上げました。

そこで、この平成17年度の一般会計、残すところあと3カ月ちょっとでありますけれども、これらの収支の決算見込み、どのように押さえておいででしょうか。特別交付税等の大幅な減額、これらもすでにその中身についてある程度把握をされているかと思いますが、どのように押さえていらっしゃるのでしょうか。

それから、同じくこの16年度の病院の不良債務の解消、これは予定どおり進んでいるでしょうか。年度末の見通しについてお示しをいただきたいと思います。

予算編成の留意点の2つ目ですが、新年度の三位一体改革、私は改悪だと思いますけれども、この影響についてはどのように現在予定をされているでしょうか。先ほど申し上げましたように、04年度（平成16年度）の当初では9億9,300万円の財源不足が発生をして、これに対する対応をしたわけではありますが、次年度、平成17年度、どの程度財源不足が生じると、どのような見込みを立てているか。そして、それをどういう手だてを講じて収支均衡予算を編成しようとしているのか、その対策について伺います。

3つは、中長期の視点で、この厳しい状況をどのように克服していくおつもりなのか、お答えをいただきたいと思います。

次に、行財政運営の課題の3つ目、自立の推進計画の策定状況についてであります。ここの3月、市町村合併問題等調査特別委員会の実質的には最後の委員会でありました3月の、たしか12日だったと思いますが、この委員会の場で当時の理事者から、今後の自立に向けたシナリオづくりについてこのような

発言がありました。「市議会議員の皆様には、議員定数・議員報酬など、自立に向けた重大な決断をしていただき、厚く感謝を申し上げます。今後の自立に向けた取り組みにつきましては、平成16年度予算において、一部実施いたしました。平成16年度地方財政対策による地方交付税は、臨時財政対策債を含め予想をはるかに上回る減少率となったことから、自立のシナリオとの間に大きな乖離が生じているところであります。このため、平成16年度予算に基づきながら財政推計を見なおし、自立の取り組みを平成17年度以降、着実に実施していくため自立推進計画を策定することとしております。この計画は、市民参加による本年夏ごろをめどとして策定いたしたいと考えております。策定段階では、市のホームページなどを活用し情報提供を行うとともに、策定後はまちづくり地区懇談会でご説明するなど、市民の皆様のご理解をいただくよう努めてまいります。今後、詳細なスケジュールを定め、実効ある計画を策定してまいりますので、皆様のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。」という発言がございました。現在、この美唄市自立推進計画と同じものだと私は理解をしておりますが、この策定状況、どういう状況になって、これからどういうスケジュールを組んでいくのか。そして、来年度予算へどのように反映をしていこうとしているのか。まちづくり基本計画、21世紀まちづくりプラン等との整合性等についてはどのように考えてられるのか、それぞれお答えをいただきたいと思います。

次は、指定管理者制度の導入についてであります。すでにこのテーマにつきましては、

本定例会でもさまざまなご発言がございました。本来割愛すべきものはしていかなきゃなりません。重複する部分、申しわけありませんが、ひとつご答弁をいただきたいと思います。

まず、指定管理者制度の導入についての基本的な認識について、この制度の認識と導入に当たって市長としてどのような方針を持っていこうとされているのか、基本的な考え方をまずお示してください。

それから、次は検討状況でございますが、検討経過について、どんなことを検討されてきたのか。

それから、先ほどの導入までのスケジュールもございました。平成18年4月の導入ということ前提にしたスケジュールを示されましたが、改めてこの導入スケジュールについて、なるべくひとつわかりやすくお答えをいただきたいと思います。

そして、今日まで検討をされてきて、この整理すべき課題をどのように押さえているでしょうか。

次に、他の自治体のこの制度の実施状況、これらをどのように押さえていらっしゃるでしょうか。

さらに、これはビジネスチャンスでございますから、民間事業者からの問い合わせ等、これらが具体的にあるのかどうなのか、この点についてお答えをいただきたいと思います。

この指定管理者制度について、私は平成16年第1回定例会で、現在どういう業務委託状況があるのかということをお尋ねいたしました。57の施設で業務委託料が4億8,000万円、これはいわば委託料として支出されている部

分だと思いますが、そういう支出実績があるというお答えになりました。

そこで、この指定管理者制度、具体的に公の施設、どれだけあって、そして導入を可能な施設がどれだけあるか。一方、個別法でこの指定管理者が導入できないということで規定されている学校施設とか、それからいわば出張所、これらの行政施設等につきましては導入できないという制約がありますけれども、どういふ公の施設が導入できないのか。

それから、導入する施設としない施設の現状、どれだけの人配置がされていて、どれだけ年間の管理運営費がかかっていることを教えていただきたいんです。これもお答えできる範囲で構いませんけれども、お答えをいただきたいと思ひます。

次に、教育行政につきまして、教育長にお尋ねをしたいと思います。教育の分権というのが叫ばれて久しいわけですが、その分権の第1歩と、こういう位置づけをしている方がいます。今度の文部科学省所管の三位一体改革、義務教育費、中学校費の国庫負担金の廃止、これらが大きなテーマになっているようですが、これらの改革についての教育長としてのご認識について、まずお伺いをしたいと思います。

次に、教育施設、特に学校等の配置計画であります。これらは、すでにもう何年か前から議論をされておりますけれども、学校の統廃合、さらにまちづくりの自立プランにも示されました幼保の一元化の研究、これらのいわば学校等の配置計画についての考え方について、いま現在の考え方、これからの方向性、これらについてお示しいただきたいと思ひま

す。

次に、学校運営協議会についてであります。私は、娘が中学に在学中にPTAの役員をさせていただきましたり、あわせて市P連の会長という仕事もさせていただきました。しばらく前でございますけれども、学校の運営についてのかかわりはその程度のかかわりでございますけれども、先日テレビを見ておると、住民参加による学校運営、これらの実践例が報道されておりました。この住民参加による学校運営、明年の4月からスタートというような報道でございましたが、お聞きをすれば学校運営協議会ということで法的にも位置づけられたものだというふうにお聞きをさせていただきます。これらの学校運営協議会の、美唄市教育委員会としてこれらについてどういふ検討をされ、これからどのように取り組まれようとしているのかお答えをいただきたいと思ひます。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 紫藤議員の質問にお答えします。

初めに、美唄市財政の実態と問題点についてであります。平成15年度決算に基づく普通会計における主な財政指標について申し上げますと、

財政力指数は、0.262で札幌市を除く全道33市中27位、管内10市中4位、平成14年度類似団体では0.34であります。

次に、公債費比率が16.9%で全道で11位、管内では3位。

起債制限比率は、13.2%で全道16位、管内4位、類似団体では11.1%であります。

地方債現在高倍率は、2.89倍で全道24位、

管内6位、類似団体では2.05倍となっております。

経常収支比率については、87.2%で全道11位、管内3位、類似団体では91.0%となっております。

次に、病院事業会計の状況についてであります。平成14年度における不良債務解消計画額32万円に対し、決算額では4,849万円となり、計画より4,817万円不良債務の解消が図られ、平成14年度不良債務は15億1,474万円となりました。

なお、健全化に伴う一般会計の支援は2億7,300万円で、うち7,500万円が第5次病院健全化分として特別交付税で措置されております。

平成15年度につきましては、解消計画額1億0,745万円に対し決算では449万円にとどまり、計画に対し1億0,296万円の乖離が生じ、平成15年度末不良債務は15億1,025万円となりました。

一般会計の支援としては2億円、これに対する特別交付税措置が7,500万円となっております。

次に、公社等の状況についてであります。振興公社の解散に伴う債務引受額が1億3,200万円、土地開発公社においては所有地のうち公有用地を除く土地について、簿価と近隣地売買実例による推定価格との間に大きな乖離が生じております。

また、美唄ハイテクセンター及び美唄情報開発学園の収支不足に対し、それぞれ7,318万円と1億0,500万円を一般会計において貸し付けを行っているところであります。

このように本市の財政環境は、年々財政構造の硬直化や将来にわたる財政負担が増加す

るという極めて厳しい状況にあると認識しております。

次に、05（平成17）年度予算編成の留意点についてであります。初めに平成16年度一般会計の決算見通しは、全国的に自然災害が頻発したことから特別交付税の大幅な減額が予測され、極めて深刻な状況となっております。

次に、病院事業会計における平成16年度不良債務解消見込みについてであります。医師不足から入院、外来とも患者数が減少し、診療収益が計画額を大きく下回ることが見込まれ、計画の達成が非常に厳しい状況となっております。こうした状況から、今年度は道との協議の中で第5次経営健全化団体として指定が継続される見込みでございますが、平成17年度以降の指定については難しいものと考えております。

次に、三位一体による影響等についてであります。政府と与党が去る11月26日決定した三位一体改革の全体像によりますと、平成17年度と平成18年度において、総額2兆8,380億円の補助金削減を行い、地方への税源移譲額は平成16年度分の6,560億円を合わせ2兆4,160億円となっております。現在国において予算編成作業が進められており、今回の改革による影響額についてはまだ把握できておりませんが、さらに情報の収集に努めるとともに、今後明らかにされる地方財政計画を踏まえ予算編成を行ってまいりたいと考えております。

なお、改革による影響を考慮しない現時点での推計による平成17年度一般会計の財源不足は約4億円となり、大変厳しい状況が予測されております。

このため、歳入面において市税など一般財源の確保に努めながら、受益と負担のあり方について全面的な見直しなどを行い、安定的な歳入構造の確立を目指すこととしております。

一方、歳出面においては、行財政の簡素・効率化を図り、限られた財源のもと、事務事業評価などにより事業の厳しい選択と重点化を図ることとしており、特に一般行政経費につきましては予算の質的転換、施策と予算の一体性の確保、事業の再構築を目指し、施策内容を最も理解している各部局が主体的に予算編成を行えるよう、人件費、扶助費、公債費等を除き各部局に前年度予算対比20%を削減し配分する「一般財源枠配分方式」を新たに導入することとしております。

いずれにいたしましても、市民と行政が情報を共有し、協働により行財政改革を進めていくことが大切であり、持続可能な自治体経営を目指し、財政健全化に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、美唄市自立推進計画の策定状況についてであります。11月18日に本年5月に設置しました市民の皆様による美唄市まちづくり委員会より公共サービスの再編、地域コミュニティの再生、これからの市役所づくりの3点から、「美唄市自立推進計画に関する提言書」をいただいたところであります。市としましては、国の地方財政対策等の動向を踏まえ、「新しい住民自治のあり方」や「自治体経営基盤の強化」を基本とし、提言書の意向を反映させた「美唄市自立推進計画」を年度内をめどとして策定する予定であります。

今後の取り組みとしましては、計画素案の

庁内検討委員会及びまちづくり委員会における討議、さらにはパブリックコメントにより市民の皆様からのご意見をいただき、最終的な計画を策定していくこととしております。

平成17年度予算には、自立のための基本的な視点であります自助・共助・公助による役割分担や市民との協働、行財政改革の促進など、可能な限り反映してまいりたいと考えております。

また、自立推進計画を具体的に推進していくため、美唄市総合計画の後期基本計画に反映させる必要があることから、後期計画の策定に当たっても引き続きまちづくり委員の皆様に参加していただくこととしております。

最後に、指定管理者制度の導入についてであります。平成15年6月、地方自治法の一部が改正され、同年9月の法律施行で新たに株式会社を含め民間事業者による施設の管理運営の代行が可能となったことから、これら民間ノウハウを活用し、市民サービスの向上に結びつけていきたいと考えております。

経過といたしましては、本年5月、公の施設の概要調査を実施したほか、全道市町村に対して導入状況調査を行い、本年8月、各施設のヒアリングを行い、その結果を踏まえ、現在、指定管理者制度を導入すべき対象施設を選定しているところでございます。

導入までのスケジュールにつきましては、平成17年6月、指定管理者の指定に関する手続条例、同年9月、導入する施設の設置条例の一部改正案を提案し、公募、選定作業後、同年12月、指定管理者の指定について提案し、平成18年4月から順次導入できるよう準備を進めている状況でございます。

また、指定管理者に公の施設を管理代行させるに当たっては、現配置人員の処遇とあわせ、指定管理者が適切に管理業務を代行できるよう、管理経費をどのように見込むべきか、現在その具体的内容について検討しているところでございます。

他の自治体における導入状況につきましては、平成15年9月、法律改正後、道内では近隣の奈井江町をはじめ、23市町村が平成16年4月に一部導入したほか、79市町村が平成18年4月導入に向け本市と同様なスケジュールで準備を進めている状況でございます。

ビジネスチャンスにつきましては、この制度が民間事業者の参入も可能となっていることから、市外において施設管理業務を請け負っている事業者からの問い合わせが数件来ているところでございます。

指定管理者制度の導入施設についてではありますが、本年8月に実施したヒアリングの結果を踏まえ、126施設を対象としております。そのうち交流拠点施設、福祉施設など、現在公共的団体に管理を委託しており、導入を必要とする施設については67施設、保健センターなど当面直営により管理する施設については59施設として考えているところでございます。

また、本庁舎及び各出張所、消防本部などの公用財産や図書館、学校など個別法により制度の対象外とされる施設は23施設であります。

今後導入に当たりましては、施設の管理の実情等もありますので、これらを十分踏まえ、導入可能な施設から順次進めてまいりたいと考えております。

なお、導入を必要とする67施設に配置されている職員は、嘱託、臨時職員を含め30名であり、公の施設全体の管理委託料は平成16年度予算ベースで約4億8,000万円となっております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 紫藤議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、三位一体改革についてであります。国と地方の税財政改革、いわゆる三位一体改革における義務教育費国庫負担金につきましては、2年間で中学校分の約8,500億円を削減するという地方6団体の削減案が政府、与党間で合意されたところでありますが、義務教育費国庫負担金につきましては、地方6団体における議論の中でも一般財源化により地方の裁量による教育の活性化が図られるという意見と教育の地域格差が生ずるのではないかという意見が真剣に交わされての結論ではないかと考えております。

また、文部科学省につきましては、義務教育制度の根幹は維持し、国の責任は堅持するという基本姿勢に変わりはないものと考えております。

いずれにいたしましても、このような状況の中で教育改革も進められ、地方の教育行政にも大きく影響してくるものと考えますが、引き続き教育の機会均等と教育水準の維持向上が確保され、その上で地域が主体的にそれぞれの地域特性に応じた教育を展開していかねばならないものと考えております。

次に、学校等配置計画についてではありますが、少子化並びに人口減が進む中、子どもの数が年々減少する傾向となっておりますが、

少人数となる幼稚園や学校については、子どもたちにはある一定の数の中ではなくまれる教育環境が望ましいのではないかとの考え方で、保護者や地域の方々と配置の見直しなどについて話し合いを行っているところでございます。これまでさまざまなご意見やご要望をお聞きしてきたところでありますが、今後も引き続き重要な課題として位置づけ、主体性を持って積極的に取り組みを進め、子どもたちにとってよりよい教育環境となるよう継続して話し合いを行ってまいりたい、このように考えているところでございます。

一方、三位一体改革や地方分権の進む中、自立を選択した市の厳しい財政状況のもと、教育委員会といたしましても、学校を含めた教育施設の整備計画や管理運営については見直しをしていかなければならない部分が出てくると考えております。こういった見直しに当たっては、関係部局とも十分連携をしながら客観的な情報や現状を市民の皆さんに示し、できるだけ共通した理解のもとで進めていくことが大切なことと考えております。

次に、学校運営協議会についてでございますが、学校運営協議会は公立学校の運営についての地域の住民や保護者等のニーズが多様化、高度化している状況に的確に対応し、学校教育に対する信頼にこたえていくために、それらのニーズを学校運営に、より一層的確に反映させる仕組みの導入が必要であると、そういう考え方のもとに進められているものであります。

また、学校運営協議会は、校長と地域の住民、保護者等が共同して学校づくりを行うとともに、より透明で開かれた学校運営を進め、

地域に信頼される学校づくりを実現する観点から、一定の権限を持って学校運営に参画する合議制の機関でございます。この協議会には、校長の作成する学校運営の基本方針の承認を行うこと、校長、教育委員会に対して学校運営に関して意見を述べること、それから、教育委員の任用に関して、任命権者に対して意見を述べることなどの権限が与えられております。平成16年6月9日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が公布され、平成16年9月9日から施行されることとなり、教育委員会の判断により設置することが可能となりました。全国的には、現在7都府県9校が実践研究指定校の認定を受け、実践研究しているところでございます。

美唄市といたしましては、開かれた学校づくりを推進するため、学校評議員の活用や地域行事の積極的な開催などの取り組みを進めているところでありますが、学校運営協議会につきましても、先進的な事例を参考にしながら調査・研究をしてまいりたいと考えているところでございます。

●議長中西勇夫君 18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君 何点か再質問をさせていただきたいと思っております。

行財政運営の課題に関しまして、ちょっと順序が後先になりますけれども、最初にこれはひとつご要望ということで受けとめていただきたいのですが、自立推進計画ですが、先ほどくどくどと市町村合併の議会での、委員会での当時の助役のご答弁について、ご発言について、私はご紹介をいたしまして、まさに未曾有の財政危機というものを踏まえて、

そしてそれに対処するために美唄市の進むべき行財政の指針、そして基本フレーム、さらにはフレームを受けて肉づけと、この自立の推進計画は具体的にいつから、どういう施設をどのようにアウトソーシングする、何年からどれだけの職員の減少を見るので、その減少を見る職員のいままでの仕事をこのようにしていく、小さな市役所に向けてこのような組み立てをしていくということは具体的に示されて、そしてそれが市民の皆さんとの合意形成を進めて、それを17年度予算に反映をしたいと、こういうことだったのです。

現在、私はこの作業について目触れましたのは、先ほど来から議論があるように、提言書が出されましたと、それぞれご苦勞されて、委員の方がまとめられたものです。本当にこの作業のおくれというのは、選挙もありましたし、いろいろありました。こういうのがあったのでしょうか。しかし、場当たりで仕事ができない、先送りのできない状況になったわけですから、この推進計画というものの重みというのは、過日の所信表明に対する質疑でも私申し上げましたけれども、極めて重要な問題です、位置づけですということをお話し申し上げました。現状は現状です。作業の現状は現状ですが、ぜひひとつしっかりとしたものをつくり上げていただきたいと思うのです。職員が、市民の皆さんが、そして議会が共通の認識が持てるようなものを、これはぜひよろしく願いをしたいと思います。

美唄市の財政の問題ですが、私は新規事業に当たって、これは市長の公約を実行するに当たって、公約にないものの実行もあるのかもしれませんが、基本的な4つの基準という

のを申し上げました。数値目標を定める、期間を明示する、財源、そして行程表、これらを明らかにして進めていただきたいということをお願いしました。その個々具体的にどういふことをいまやろうとしているのかということをお尋ねしようとしたんですが、実は初日からのご答弁聞いていまして、これは別の機会に譲ろうと思いました。

病院の問題でございます。第5次の病院の再建計画団体指定が外されそうだとすることを淡々とご答弁になりました。初日の病院経営にかかわる質問の場でもそのようなご答弁をされました。私は、この指定取り消しということの重みということ、実は、私だけのいわば考え過ぎなのか、いわば末期がんの患者に対するがん宣告、死亡宣告に等しいものだというふうに私は受けとめたんです。実質的な廃院勧告ではないんだろうかと、そのように受けとめたんです。この指定の取り消しということの持つ意味、これをどのように考えておられるのか。

自治体病院経営ハンドブック、平成12年ですから、大分古いんですけども、これは第4次の病院事業経営健全化措置についての実施要領ということでございまして、その中に経営健全化団体の指定の取り消しというのがあります。経営健全化団体が経営健全化計画の計画期間中のいずれかの年度において経営健全化計画に基づき、当該年度において解消すべき不良債務を解消しなかったとき、その他経営健全化計画に著しく反した経営がなされていると認められるときは、都道府県知事は自治大臣と協議の上、当該経営健全化団体の指定を取り消すものとする、というふ

うに書いてあります。これに該当するという  
ことなんでしょうか。

そして、これにはこの前段、指定等という  
くだりに、経営健全化団体は経営健全化計画  
の計画期間中の各年度、9月30日までに当該  
年度に係る経営健全化計画の実施見込みを、  
明年度の6月15日までに前年度に係る経営健  
全化計画の実施状況を知事に報告すると、こ  
う書いています。ということは、ことしの9  
月30日までに04年度の実施見込みを9月30日  
までに知事に報告をして、そしてそれが来年  
の6月15日にどのようになりましたという実  
施状況をあわせて報告をすると、こういう表  
現だと思うんです。このハンドブックを見ま  
すと、こういう経過の中で道から、ことしは  
大丈夫だけれども、来年からは厳しいという  
ふうに出されたのか。これは、いわば病院の  
事務方とのやりとりなのか。市長も就任され  
まして、この指定の取り消しの問題について、  
知事等とのお話をされたのか、この辺ちょっ  
とお聞かせをいただきたい。この指定取り消  
しというのが、先ほども私が申し上げたよう  
な意味がないんならいいんです。私は、そう  
いうふうに受けとめたわけですがけれども、ど  
ういう意味を持つのか。入院150人、外来560  
人、職員230人超、関連する部分を入れますと、  
この市立病院にかかわる大変な市民の皆さん  
方のかかわりが多いわけでございまして、こ  
のことについて難しい、厳しい、指定継続は  
困難だということをさらっと言って済むもの  
なんでしょうか。この辺、ひとつお伺いをし  
たいと思うんです。

それと、来年度予算についてのいわば財源  
操作の問題であります。平成16年度の予算編

成のときにどういうことをされたのかとい  
うのは、先ほどその壇上で申し上げました。  
そして、当時の市長はやりくりがきかず、こ  
ういった財源操作をせざるを得ない状況だ  
ということも正直に示されました。私は、す  
でにこの美唄の一般会計、特別会計、第3セ  
クター等外郭団体、あわせて各種特定目的基金、  
いわば表面に出る収支状況、そして表面に見  
えない潜在赤字、これらの状況を考えますと、  
やりくりしてこっちから金借りて、支払いを  
ストップして、次年度に回してというような  
操作をしてやる状況ではないというふうに理  
解をしています。平成17年度の予算の編成方  
針でいみじくも従来私が主張しておりました  
財政の非常事態というくだりが出ております。  
そういう状況じゃないでしょうか。根室の状  
況が新聞にも何日か前出ておりましたが、14  
億数千万の財源不足を生じるというのが出て  
いました、17年度予算編成に当たって。これ  
を小手先対応のやりくりの限界ということ  
を踏まえて、正直に実態について明らかにで  
きる予算編成にすべきでないでしょうか。そ  
のことが、美唄市の財政の実態、もうどうし  
ようもない状況まで追い込まれるという状況  
について、職員も市民も私どもも共通認識に  
立てる、こういうことではないかと思うんです。

平成16年度の決算、これも先ほど市立病院  
の繰り出しとのかかわりありますけれども、  
ここからかかるんです。ここから赤字含み、  
赤字もやむなし、こういう形で臨んでいく  
べきでないでしょうか。17年度予算というの  
は、前年度が黒字か赤字かで繰り上げ充用を計  
上するか歳入に前年度繰り越しを計上するか  
大きな違いがあるわけですし、これは判断だと

私は思うんです。といいますのは、新年度予算の編成方針、この中にいわば義務費を除く一般経費の対前年8割、20%落として、そして従来予算要求をしていた部局がみずから予算編成をすると。要求をして財政で査定をしていたというんじゃないで、みずから与えられた財源の範囲で予算編成をして、それを財政が調整をかけると、こういうことなんでしょう。従来の枠配分方式とは違うやり方だと思います。すでにこれは、実践例があります。苦しくなってやるんです、これは。しかし、何か理屈つけなきゃならない。従来のいわば要求すればよしという、そういう予算要求のあり方から、みずから編成作業をしようと、自己責任を持ってやろうということなんです。

でも、もう絞るぞうきん、水分ないです。この16年度の執行状況見ましても、私はよく歩いて役所まで通いますが、旭の東の公園、建設部長さん、課長さん含めて、自分で草刈りやっているんじゃないですか。旭通のあの片づけだって、みずから出動してやっている。それから、庁舎等の業務委託にしても、共通のスペースだけに委託料を積算をして、自分の執務室はみずから清掃しようというふうにしてやってきたじゃないですか。これらをどうやって積算の基礎がわかる、根拠がわかるものとして、それぞれの原課で予算編成できるでしょうか。私は、このことを全否定するつもりはないです。自己責任、自己決定で進めようと。しかし、これは施設の開館時間を短縮したり、冬期間をやらなくなったり、温水プールを冬場やめようとか、そういったような形で予算組むしかないんです。

このことは、いわば単に予算編成における

編成作業の中で決められる話ではないはずなんです。公の施設の管理をどうしていくのか。指定管理者の議論もしましたけれども、こういったトータルとして統一的にやらなきゃならない問題でしょう。私は、ここまで踏み込まなきゃならない状況に追い込まれていると。赤字出すべきです。そして、そのことが小さな市役所につなげていくようにすればいいんです。何だかんだ言ったって、ずっと実質収支黒できたんですから、財調取り崩そうが、ほかから借りようがしても、黒で来ているんですから。黒で来ているところに再建計画たつて力が入らないんです。16年度の決算から、私はそういう決意を込めてやるべきでないかというふうに思います。この点、どのように考えていらっしゃるでしょうか、教えていただきたいと思います。

いろいろ話をしようと思いました。予算書のつくり方、何回も言っているんです。款、項の目的別から施策、事業別にしようじゃないか。決算についても、隠れ借金がわかるように、連結の考え方を取り入れようじゃないか。わかりやすい予算書をつくろうじゃないか。こういうことを時間かけて言おうと思いましたが、それはもう言いません。病院の問題と、それからいま言いました、明確に赤字であれば赤字とはっきり出す決算、予算であるべきだというこの2点、お答えをいただきたい。

教育行政についてでございますが、教育長はいま現在の任期は12月の何日かです。議会終わって何日かで4年の任期が来るわけでございます。この4年間、教育行政のトップとして携わってこられて、その辺の思いも含め

てお尋ねをしたいと思うんですけれども、先ほど申し上げましたが、美唄市の教育委員会というのは当然法律が基礎になってあるわけでありまして、教育委員会の仕事というのはそこに主体的なかかわり、まさに責任と権限を持った、そういう役割があると思うんです。しかし、ここ数年の流れを見ますと、どうも私は文科省なり道教委なりの連絡窓口みたいな仕事に終始してしまっているんでないだろうかという気がしてならないんです、大変失礼な言い方かもしれませんが。美唄市の教育行政の主体性とか独自性というのは、一体どこにあるんでしょうかということなんです。

なぜこういうことを言うかといいますと、先ほど来から美唄の自立議論、指定管理者制度の問題等がありますが、この教育施設ひとつとりましても、いわばターゲットになり得る、そういう部分が多い、守備範囲が多いわけです。いわば依存型、受け身型で進めていけるものではないと思うんです。委員会としてどうしていくのかという、そういう主体性、能動性がなきゃだめだと思うんです。そういうことでやってこられていると思うんですが、私はなかなかそういうのが目に触れない。美唄市の教育の特徴は何だろうとか、こういうことを言われたときに、果たして一体何なんだろうかというのを、教育長、4年の貴重な経験を踏まえて、どんな思いでおられるのか、率直なところをお聞かせいただきたいということ。

それから、たとえば統廃合の問題出ます。ご答弁にありますように、ある程度の規模がなければ学校運営として望ましくないということをおっしゃった。そして、地域の皆さん

と十分な協議をしていくということをおっしゃった。その冷厳な事実として少子高齢化、まさに子供の数はどんどん減っていくわけでございます。教育委員会として、どのような学校の配置が、教育施設の配置がベストなのかということ、まずみずから考え方を持つべきだと私は思うんです。これは、コンクリートではないと思うんです。コンクリートのやつを持てとは言いません。

市町村合併問題の話をよくしますが、当時市長に、市長として合併がいいか、いやいや自立がいいか、トップとしてさまざまな行政情報を把握し、市民の考えを把握できる最高責任者としてまず考えを出して、示すのが正しいんじゃないですかと。そうでなければ、丸投げじゃないかという話をさせてもらった。委員会として、全体の統一した考え方で提言もさせていただいた。市長は、それにこたえた、考え方を示した。そして、いろいろなご意見を集約した。

私は、テーブルの上に考え方を明らかにしていくということがいま求められているんでないでしょうか。そのことで議論が巻き起こるんでないでしょうか。何か相手の顔をうかがって進めるというようなことに実はとるんです、そうでないかもしれませんが。2年も3年も前から統合議論がありますよね、もっと前かな。最近、もうなくなったんでないかとかという話もある。議論というのは、だらだらやるものではないけれども、煮詰めるところはきちっと煮詰めていかなきゃならん問題がある。私は、この教育の施設のありようの問題ひとつとっても、主体性を持って進めるべきではないかと思うんです。この辺、ひ

とつ近々の課題としてもあるわけですし、教育長のご見解、重ねてお伺いしたいと思えます。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の再質問にお答えします。

病院会計に対する支援などについてであります。第5次経営健全化団体指定に当たっては、不良債務解消計画に基づきまして、自己努力と一般会計等からの繰り入れにより解消するものでございまして、自己努力はおおむね3分の1以上となっております。このため、自己努力が結果として見られなければ、平成17年度以降の継続は現状では難しいものと考えております。しかしながら、市民に対して良質な医療を提供し、その期待にこたえていくため、医師の確保に全力で取り組むとともに、経営基盤を強化し、この団体指定が継続されるよう最大限の努力をしてまいりたいと考えてございます。

なお、一般会計からの支援につきましては、平成17年度以降も含めまして、今後の財政状況を慎重に見きわめながら判断してまいりたいと考えております。

なお、いま現在事務段階でございまして、知事とか、そういう部分の段階での話にはなっておりません。

次に、平成16年度の収支でございますけれども、特別交付税が自然災害等の頻発によりまして減らされるというような情報も入っております。しかし、私ども特別交付税の確保におきまして、今後全力をあげて取り組むと。こんなことと、不急な事業の抑制、それから経費の節減を今後も徹底的に図りながら

収支の均衡を目指してまいりたいと、そういうふうにご考えてございます。

なお、平成17年度予算編成、本当にやりくりがつかないんじゃないかというようなご指摘もございまして。現在のところ、三位一体改革の絡みでは交付税がある程度確保されるというような状況でございましたけれども、一昨日財務省が新たに行政をスリム化するために、1兆円の削減という別な条件を地方自治体に対して示した状況がございまして。また、これに対して、このことがないようにいろいろな形で要望してまいりたい。このようなことで、いろいろな意味で地方交付税等もまだ見えないという状況でございましてけれども、本当に厳しい状況というのは十分認識しております。そのため、ことし一般財源の枠配分方式と、これも20%という非常に厳しいハードルを掲げておりますけれども、やはり現場サイドも一緒になっていろいろな事業の見直し等を考えていただくと、このようなきっかけにしたいということで新たに取り入れるということにいたしました。とにかく厳しい中で自立に向けて知恵を出し合って、職員一丸となってこの難局を乗り切っていかなければならないというふうな意識として、私ども予算編成に当たりたいと、こんなことを考えておりますので、ご理解を願いたいと思えます。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 紫藤議員の再質問にお答え申し上げます。

最初に、私が4年間務めての美唄市教育の特徴的なことということでございまして。教育行政は、学校教育、社会教育、文化・芸術、それとスポーツと、おおむねこの4分野に分

かれていますところをごさいます、美唄市におきましてはそれぞれ特徴があるわけでごさいます。美唄市としての財産もいろいろありますし、そういった中で全般的に私やってきたつもりでごさいます。

学校教育につきましては、これはやはり私一般行政から入って、まさかと思うようなこと、正直申し上げまして、そういう実態にぶつかったのも事実でごさいます。そういったところを1つひとつ改善しながら学校の適正なといいますか、子どもたちの学びの場ができるように努めてきたところでごさいます。

1つ例を挙げますと、たとえば指導主事訪問というのがごさいますけれども、このことについては昨年までは学校現場で取り入れないということごさいましたけれども、やはりより充実した教育をするためには、この指導主事、道の制度でごさいますけれども、これを導入して、学校内部で協議して、子どもたちによりよい教育を提供すべきだということで、昨年、ことしとそういった改善も、これは1つの例でごさいますけれども、そういったことで私なりに努めてきたところでごさいます。

また、社会教育等におきましては、アルテピアッツァとか、いろいろ財産ありますので、これらについて子どもたちにそういった心を充実してもらうために、そういうものを利用した学校での導入であるとか、それから私ども民間の方の社会教育講師、出前講座的なものをやっているんですけども、ただ残念ながら実質利用というのはちょっと少ないんですけども、ただ地域におきましては農村、農業者の方やら、いろんな協力を得まして、

総合的な学習の時間等での美唄市なりの特色あるものが進められたのかなと。これからも教育委員会というのは、やはりもっと地域と密着に連携しながら子どもたちの教育に努めていかなければならない、そんなふうに思いをしているところでごさいます。

それと、適正配置ということにつきましては、やはり子どもたち、一定の規模、集団の中で育ち合うことが望ましいということで協議を、いろいろお話し合いをしてまいりました。私は、学校というところは単に子どもたちが勉強を教えてもらうところだけではない、そういう感じをしております。これは、小学校5年、6年、中学校1、2、3年になると、いわゆる思春期と言われるわけでごさいますけれども、そういった年代になりますと、学校の先生よりも、親よりも、やはり友達ということが非常に大きなウエートを占めてくるわけでごさいます、学校の教室において、学校においてお互いに学び合うということが求められてきます。これは、やっぱり小規模の学校は小規模の学校で先生の目がよく行き届きますので、そういった部分においては一定の効果はあります。

しかし、語彙力であるとか、たくさんの意見を聞いてそれをまとめるとか、そういった部分については、どうしても問題があるということで、これは長短あるわけでごさいますけれども、私はこれから社会の国際化であるとか、いろいろ言われているわけですけども、そういった社会に適応していくためには、やはり一定規模の中で教わり、そして子どもたち同士が学び合うという姿勢を持っていかなければならない。これまで地域で学校の適

正配置についてお話をしてきたのは、そういったことを前提に説明した上で、地域の保護者あるいは地域の人にご理解をいただきたいということで、具体的な計画を持ってぶつかっているわけではございませんけれども、やはり地域の方のそういった同意を取りつけながら計画をまとめていきたいというのが私の考え方でございまして、何もなしにぶつかっているということではございませんので、ご理解いただきたいと思えます。

●議長中西勇夫君 午後1時10分まで休憩いたします。

---

午後0時05分 休憩

午後1時09分 開議

---

●議長中西勇夫君 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に続きまして紫藤議員の一般質問から入ります。

18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君 病院の再建指定団体からその取り消しの可能性ということに関する部分、再度お伺いしたいと思います。

先ほど市長は、最大限の努力をするというお話でした。しかし、その前提となる現状、最終的には国なんですけれども、それが道知事の、美唄の市立病院の再建が計画どおりっていないと。今後その計画が達成されそうもないと。国が手を差し伸べても再建は無理だから指定を解除しますという。その理由としては、先ほど私読み上げた解消すべき不良債務を解消しなかった。見通しもない。これは、指定をどうするかという側に見てみると、

当然言う話だと思います。

そこで、私は市長がかわられて一番よかったのは、市立病院、地域医療の問題で、まさに新しい発想で新進気鋭の市長が全力を挙げてやるということ、いわば受ける側も、市民の皆さんも、道や国の関係者も、そういう認識には立てるはずで、新人なんです。そのことを、まず生かすべきだと思います。

それと、ただ指定を継続をしていただきたいということだけじゃだめでしょう。言われるように、当初14億円の累積不良債務を7年で2億円ずつ、14億円、平成14年から20年にかけてやりましょうということで決めました。それが実質的な再建のスタートだったんです。2億円出す、そのうち1億円を国が交付税で措置してもらおうというもくろみだった。しかし、平成14年度のこれは大詰めを迎えた段階で2億円全部を一般会計持つというんじゃなくて、国が3分の1、実質的に市の一般会計が3分の1、3分の1は病院の自助努力ということでスタートしたんです。スタートした初年度から計画がとんざしたでしょう、トータルとして追加したんですから。でこぼこあります。そして、今日的な医師の確保が困難だという状況、予測できましたか。スタートのときに。

私は、何としてでも美唄市全体として取り組むという姿勢を堅持するということ、新たな不良債務を発生させないということをはっきりさせること、市立病院の灯を消さないということを明らかにすること、こういう前提の上に立って何をやるかということ、16年度の追加繰り出しをすべきです。明らかにすべきです。17年度当初予算に不足来す分の赤字

予算を組んででもやるべきです。市立病院が困難になるときは、美唄市も一緒ですぐらいの覚悟でなかったら、指定をどうするかという受ける道、国の人がかん動かされますか。市長、そうじゃないでしょうか。言われていますと、道からこう言われています、困難だと言われています、それはいわば表現では事務方でそういう窓口を持って対応しました。私は、それを受けて最大限指定継続に向け努力します、こうじゃなくて、情報入ったら、みずから措置できる追加の予算措置を明確にすることです。そうでないでしょうか。

先ほど言ったように、美唄の市議会も14日の日に地域医療問題等調査特別委員会あります。市長の選挙の公約のときに総合病院をつくっていこうということで、労災と市立それぞれでは経営困難だということで、ビジョンもつくるわけでしょう。みんな全部途中なんです、いま。ここは、いま市立病院が指定が継続できないということは、見捨てられたということとイコールだということ、そういう厳しい認識に立ってください。立つべきだと思います。そして、私が先ほど申し上げた措置を最低限講じなければ、人の心なんて動かされないんでないでしょうか。大変つらい環境ですけれども、これは市長、ひとつ寝食を忘れて取り組んでいただかなければならない課題でないでしょうか。つらく、重く、本当に皆さん厳しい顔なさっていますけれども、そういうものでないでしょうか。逃げるところがない人があそこで仕事していますでしょう。患者、いらっしゃるじゃないですか。ご答弁いただきたいと思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 紫藤議員の再々質問にお答えします。

第5次の健全化の団体指定についての問題でございますけれども、この中で自己努力がおおむね3分の1以上という、こういうような条件がございますんで、この点を私は病院とこれから協議をして、いろんな形で病院の医師の確保等を含めまして、この努力をしなきゃいけないと。まず、その第1前提がございます。この中で今後一般会計の支援策がこの条項等に該当するかどうか、このあたりも事務段階でなくて、私みずから道等に出向きまして、このあたりを検討してまいりたいと考えてございます。

いずれにしても、市立病院が地域医療に果たす役割、これを考えれば、私は維持、存続を基本にさまざまな努力を今後研究してまいりたいと、そのような考えでございますんで、ご理解願いたいと思います。

●議長中西勇夫君 紫藤議員の本件に関する発言はすでに3回に及びましたが、会議規則第56条ただし書きの規定により特に発言を許します。

18番紫藤政則君。

●18番紫藤政則君 特に発言をお許しいただきまして、ありがとうございます。

後段の市長の決意ということ、これは率直に受けたいと思います。

前段のいわば自助努力、3分の1云々というのは、これは言わずもがなのことなんです。それができ得ない状況なんです。だから、できるかどうかと、いわば相手側が審査するような視点で物を見ちゃだめです。市立病院の灯を消さないということを前提にして進めな

きゃだめです。そのために、どんなことでもやりますというぐらいの気持ち。でなきゃ、私は困難だと思います。

医療環境ひとつ見てください。30分でどこでも走れるんです。この自治体病院の経営ハンドブック、第7次の改訂版ですが、1次から始まって、病院を取り巻く環境というのは大きく変わっています。だから、美唄も地域医療のビジョンをつくろうとしているわけでしょう。

私が声を大きくして興奮して、市長は冷静だから、その違いだけならいいんだけど、私はその違いじゃなくて、何としてでも残そうという、そういう気概が率直に感じられない。改めて、しつこいようですけども、ここで宣言してもらいたいんです。市長、結果は別です。どれだけそういう、いまのお気持ちを具体化するか。そして、その結果どうなるかというのは、経過の中で明らかにできることです。私、頭下げてでもそのことを市長にお願いしたいと思います。少し興奮してしゃべれとは言いませんが、その気持ちが伝わるように、ぜひご答弁いただきたいというふうに思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 この団体指定に当たっての制度的なもので、自己努力が3分の1以上という、ここの部分の解釈が、これは絶対条件なのかどうか。これが3分の1達成しないとなれば、一般会計からそれ相当の額を繰り出して、それでいいのかという、こういう議論がちょっと私どもは整理すべき事項あります。これあたり、もう少し道とか国にお聞きして、3分の1の達成がならないと。それ

から、将来的にこういう自己努力が見られないという、そういう団体であっても、一般会計がそれを繰り出すことで、この団体指定が継承されるのかどうか、このあたりもう少し詰めてから私どもの措置を考えたいと。

私は、基本的に市立病院、この中核病院を当然維持、存続させると、この気持ちは変わらないわけでございますので、その点をご理解願いたいと思います。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

19番荘司光雄君。

●19番荘司光雄君（登壇） 私は、市長に大綱6点にわたって質問いたします。

今日少子高齢化、地方分権、国、地方双方とも未曾有の財政危機など、自治体を取り巻く環境は日々厳しいものがあります。このことは、だれもが認識しているとおりであります。

国と地方の税財政を見直す、いわゆる三位一体改革の全体像が去る11月26日、政府、与党によって示されました。もちろん私は、このことをそのまま受け入れる立場をとっていないのでありますが、しかし大局が具体的に動き始まったと押さえるべきだと思います。私は、井坂前市長、そして桜井新市長ともに美唄の進むべき道は自立の旗を立てて、美唄のすべての英知を結集し、美唄総ぐるみでこの難局を切り開き、21世紀に敢然と生き抜く美唄をつくることを改めて確認し合うときと考えております。したがって、この難局を切り開くためには、まず美唄のまちの力、とりわけ経済面の実態や実力を確かめる必要があります、すなわち足元をしっかりと確かめる、こういう立場で質問をいたします。

まず、第1には、美唄市の経済構造についてであります。私は、この問題について、滝市長時代からこの問題を提起してきておりますが、今日までは難しいとか、あるいは資料やデータの集約が困難、また構造分析の手法が見出せないなど、できない理由を述べられてきました。しかし、そんなことを言っているときではないと思います。一言で言って、そういうことをやらなくても自立の道筋が成り立つのかどうかの視点で判断すべきであります。私は、自分のまち、美唄の経済構造を押さえない、すなわちみずからの力の実態も把握できない状態では、戦略方法や政策の根本、すなわち何を具体的に取るかなどがわからないと、そういうことになってしまうことだと思えます。

質問の趣旨は、美唄市の経済はどのような産業連関になっているのか。また、それにつながる就労関係や財政出動など、そして公的年金などを要因とする公的収支などがどんな組み合わせで美唄の経済が成り立っているのかについて、どう分析されているのか示していただきたいのであります。

その2は、美唄の地域社会の経済的実力についてであります。このことは、美唄市を丸ごと押さえるということであり、美唄市は、明治23年以来、百十余年の歴史を迎えておりますが、結果として、美唄全体の地域社会はどのようなものになっているか。この資本主義の世の中であって、どんな経済的実力を持っているのか、あるいはどのようなポテンシャル、すなわち可能性を有しているのか、そういう意味での地域社会になっているのかを知らなければならぬと思えます。

私は、その手法の1つとして、美唄地域社会を丸ごと1つの地域勘定会計の視点でとらえ、全体としてのバランスシートをつくれなしかと考えています。この考え方は、いまから20年ほど前から試みられております。しかし、行政区域内にあるすべての物象を貨幣で計算し、数字を明らかにしながら、貸方、借方などに振り分け、貸借対照表化することは至難のようであります。しかし、未熟でも、アバウトでも、みずからを知るという意味で有意義ではないかと考えている1人であり、公共財産を中心とする社会資本や森林、林野、河川あるいは人口など、どう理論整理するか大変であります。自立に当たってみずからを知るという立場でどうお考えか伺います。

その3は、今日の状況はとりわけ行政の総合能力が試されているわけであり、その意味では、リーディングセクションは美唄市の行政であります。したがって、美唄市の全会計について複式会計に組みかえて、財政現況を明らかにし、これを連結させて決算をし、市の行財政の実態と実力を確認することは欠かせないと思えます。このことは、古くは昭和40年、50年代から公認会計士会などが行政の単式簿記ではわかりづらく、実態が不明だと研究され、いろいろな提言があったと記憶しています。

また、近年総務省、旧自治省もこのマニュアルを各自治体に送り込んだということ聞いておりますが、このことについては当議会でも同僚議員からもその取り組みの指摘があったはずであります。現在の状況をお知らせ願います。

その4は、市民全体が確認すべき美唄市自立計画と推進プランの立案、進捗状況についてであります。井坂前市長の自立のシナリオに桜井市長が選挙公約、さらに美唄市市民まちづくり委員会の提言などを精査、そして織り込んだ美唄市自立計画の決定は、これをまず完成させなければならないと思います。そして、市民説明などを含めてどう進めていくのか、示していただきたいと思います。

その5は、統計についてであります。いま電子産業、特にコンピュータを得意とするパソコンなど、これだけ発達し、データの集約、解析スピード、保存など、統計については最もよい時代に入っていると思います。あわせて、すべての分野で科学的な態度が要求されています。まず、客観性、合理性、妥当性、傾向と展望などを担保し、その上に公平、公正、透明性、そして市場原理の追求であります。感性とか価値観などの創造性あふれるソフト面は、この統計のバックグラウンドとして読む力があるかどうかが発揮されます。ソフト面より先に、行政にとって統計や資料の必要性及び重要性について、まずお答えを願います。

次に、ただいまも同僚議員から質問がありました、緊急かつ喫緊の課題であります、地域医療の確保と再生及び市立病院についてお聞きいたします。このことについては、全議員による特別委員会が設置され、この14日、委員会が開かれることになっておりますので、端的に項目でお尋ねをいたします。

まず、1つに市立病院関係ですが、退職予定者、これは医師、技師及び看護師などについて、見通しと対応策の現状についてをお伺

いたします。

2つに、当面の市立病院の医師確保はどのようになっているかをお伺いいたします。

3つに、退職者等が出た場合に、新人事体制がでかかります。この場合、この新人事体制と市立病院再生への道筋について、どのような展望をお持ちかお伺いをいたします。

4つには、地域医療確保の視点で労災病院及び関係機関、団体、その他関係者との現時点における協議状況と今後の取り組みについてお伺いをいたします。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 荘司議員の質問にお答えします。

初めに、美唄市の経済構造と分析結果などについてであります。美唄市の経済における構造分析につきましては、各種統計数値やアンケートによる意識調査の数値並びに市の持つデータ数値などをもとに分析や推測を行ってきております。

産業構造につきましては、平成13年10月の「事業所・企業統計調査」により、従業員数で分類いたしますと、「サービス業」が35.4%を占めており、次いで「卸、小売、飲食の業種」「建設業」、「製造業」の順となっております。

さらに、サービス業を細分いたしますと、「保険・医療」「教育・学術」「福祉」などが多く、これら業種に係る施設管理費や扶助費など、市内経済に及ぼす金額は約159億円と大変マクロ的な推計をしております。

さらに、給与や年金などは約375億円になるものと推計され、合計で約534億円を超える資金が市内に還流しております。これらのほか、

国、道の予算による財政出動が含まれてくるものと考えております。

経済の連関性といたしましては、美唄の産業構造においては市内での工業、農業における生産活動に対する原料、資材や機械、機器などの調達には市外に依存する割合が多いと考えられますし、生産物に関しては市内の消費よりも市外での消費の占める割合が高いものであり、市内他産業への連関効果が薄いものと推測しております。

また、給与や年金などによる消費は、市外への購買力の流出などにより市内の経済効果が減少している状況となっております。このことから、美唄市の経済構造としてはサービス業を中心とする経済活動の占める割合が高く、これらに係る資金や年金、公共的な財政出動に依存している状況にあり、これらの経済連関も低く、本市産業基盤の持つ力は強いものとは言えない状況にあります。

こうした市内経済状況の中、地域経済力などの調査、分析につきましては、厳しい環境の中で活力を求めていくために、地域の経済状況を把握する必要性があるものと認識しておりますので、引き続き地域経済の連関性の把握に努めてまいりたいと考えております。

今後の経済振興につきましては、市内の連関性を高めるための施策を推進することが必要であり、新技術・新製品開発などを進めるとともに、新産業の創出を促し、自立的な地域経済発展の基盤強化を図っていかなければならないものと考えております。

次に、地域社会のバランスシートの必要性についてであります。厳しい市内経済状況の中、美唄のまち全体を勘定会計としてとら

え、経済の実力を見ることは必要であると認識しておりますが、資産や費用の分類などに困難性があるため、今後調査研究してまいりたいと考えております。

次に、連結決算などについてであります。市民本意の行政を進めるため、コストを含めたすべての行政活動をわかりやすく説明する責任が高まっており、客観的でわかりやすい財政事情の提供が求められています。

企業会計的な手法による財務諸表の導入につきましては、総務省が設置した「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会」においてバランスシート等の作成手法について調査研究がなされ、連結決算についても特別会計、企業会計を含めた考え方が示されております。

民間企業のように決算を重視することで市全体のコスト意識を高め歳出抑制につなげていくという点で、対象とする会計の範囲を普通会計以外にも広げ、公共団体の資産、負債等のストック状況の全体像を示し、地方公共団体全体の資金の源泉とその用途を示すための地方公共団体全体のバランスシートや連結行政コスト計算書の作成は有意義であると考えております。

本市においても、企業会計的な手法による財政分析に取り組み、平成12年度決算分から普通会計におけるバランスシート及び行政コスト計算書を作成し、市ホームページに掲載するなど、財務公表の充実に努めてきたところでございます。

なお、全会計を連結したバランスシートの取り組みについては、全国の市町村においても作成済みの団体は1割に満たない状況にあ

りますが、本市についても下水道会計など特別会計において未作成の状況にあり、資産の把握や会計間の調整など、導入に当たっての検討課題を引き続き研究するとともに、市民の皆さんとの情報の共有の一助とするため、よりわかりやすい財政分析に努めてまいりたいと考えております。

次に、美唄市自立推進計画についてですが、この計画は「自立のシナリオ」を具体化するとともに、「美唄21世紀まちづくりプラン後期基本計画」に反映させることによって、市民の皆さんと行政の協働のまちづくりを進めていく計画であります。計画策定に当たっては、まちづくりの主役は市民であるという視点から、自分たちのまちを自分たちの手で築いていく「市民自治」の推進と自治体経営基盤強化への取り組みが重要と考えており、自立に向けたこれまでの議論経過や基本理念を継承してまいりたいと考えております。

さらには、自治体経営基盤強化のためには、行政のスリム化という視点からばかりではなく、内発的な産業経済の振興と地域内における経済の循環を図り、地域経済みずからが地方財政を支えていくという地域経済活性化の視点に基づいた施策展開が必要と考えているところであります。

また、計画策定の進捗状況につきましては、本年5月に30名の委員から成るまちづくり委員会を設置し、約5カ月間にわたり公共サービスの再編、地域コミュニティの再生、これからの市役所づくりについて討議していただき、去る11月18日に「美唄自立推進計画に対する提言書」を提出していただいたところ

であります。

市としましては、今後提言の趣旨を尊重し、「新しい住民自治のあり方」や「自治体経営基盤の強化」を基本として、年度内をめぐりに自立推進計画を策定する予定でございます。

次に、統計についてですが、業務を遂行するに当たっては、常に市が置かれている現状について把握しておく必要があります、また新たな政策や事務事業を選択、実施する上では、市内の状況だけではなく、道内、全国の状況などを把握していなければならないと考えております。

また、これらの情報を時系列で整理し、分析することによって、その背景や原因、将来予想も見出され、客観性や合理性を確保するための重要な要素になるものと考えております。

また、これからの自治体経営では、いかに有効な情報を収集、分析し、組織全体で共有できるかが問われていると考えております。

最近では、インターネットを利用し、さまざまな情報の入手が可能となっており、職員は自席からインターネットの活用はもちろん、庁内LANによる情報の共有ができる環境になっておりますので、常にこれらを活用し、業務にいかすよう努めてまいりたいと考えております。

次に、市立病院の医療職退職予定者の見通しと対応策についてですが、今年度中の退職予定者は、医師は院長、副院長を含め3名、医療技術職は検査技師1名、看護職は3名となっております。医師の補充につきましては、現在、大学医局への要望や北海道地域医療振興財団などを通じて後任の確保に努

めているところであり、医療技術職や看護職の補充につきましては、今後の診療体制や業務量などを見ながら検討してまいりたいと考えております。

次に、市立病院の医師確保についてですが、現在、特に内科医師の確保に全力を挙げて取り組んでおり、状況といたしましては12月1日から短期間ではございますが、非常勤の内科医師1名を採用いたしました。また、先月私と院長が札幌医大の第4内科教授にお会いし、再度の要請を行ったところであり、さらに北海道地域医療振興財団から紹介のありました内科医師について、現在、本人と話をしているところでございます。また、12月1日付で保健センター所長を市立病院勤務として発令を行い、診療体制の充実を図ったところでございます。

次に、新人事体制と市立病院再生への道筋についてですが、平成14年から勤務いただいている澤田院長が明年3月に定年退職となります。後任の院長につきましては、現在市立病院では内科診療体制の確立が最大の課題であることから内科医師を考えており、現在札幌医大内科を中心に院長の派遣について要請を行っている状況にあります。このことにつきましては、長年にわたり北大第1外科にお願いをしてきた経過がありますので、第1外科教授にお話をし、理解をいただいたところであります。

市立病院の再生に向けては、医師の確保が最大の課題でございますので、大学医局への要請などあらゆる方面に対し最大の努力を重ねてまいりたいと考えております。あわせて、若い医師が勤務していただける診療体制づく

りについても検討を進めたいと考えております。いずれにいたしましても、早期に地域医療ビジョンを策定し、医療ニーズに対応した総合病院づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、美唄労災病院等との協議状況と今後の取り組みについてですが、本市の医療を適切に確保していくためには、市内の医療機関はもとより、保健福祉機関との連携を強化し、情報を共有できるネットワークの構築が必要であり、その先導的な役割を果たしていく総合病院はますますその重要性を増しているものと考えております。

しかし、人口の減少や慢性的な医師不足など、医療を取り巻く環境の変化に伴い、市立病院では経営健全化の達成が難しい状況となっており、美唄労災病院でも一部の診療科を休診せざるを得ない状況にあります。本市の医療資源を生かし、新たな地域医療体制づくりが緊急の課題であると認識しております。

このため、これまで美唄市医師会との意見交換をはじめ、市と市立病院、美唄労災病院の3者による「総合病院のあり方」についての4回にわたる検討会の開催、厚生労働省や労働者健康福祉機構本部への地域医療の課題の説明などを行ってまいりました。今後、市民の皆さんが安心できる医療体制を構築するため、医師会とも協議を進めながら早期に地域医療ビジョンを策定し、市内の医療ニーズに対応した総合病院づくりに取り組んでまい

●議長中西勇夫君 19番 荘司光雄君。

●19番 荘司光雄君 自席から質問をさせていただきます。

1点、2点、3点というのは一連のものでございまして、まとめて質問いたしますが、まず私は、既存の美唄市の統計というものを土台にして、そして少なくともそこから経済構造に、あるいは産業構造につながっていく。この部分というものを、課題を抽出しながら物事をやっていけるはずだと思っています。それは、かなりの推計が入りますが。

そこで、私自身、いま答弁がありました、3年ごとに美唄市統計書というのを出していますね。これを実際にそれぞれの行政セクションの各部、特に経済等はこういう形で揺れ動いて、私は長年産業分類や、その産業と経済がどうやって結びついて、どういう構造になっているかと。そして、就労関係はどうなっているか、あるいは公的年金や何かはどうなっているか、あるいは財政出動関係はどうなっているか。これは、美唄市だけじゃありません。美唄市に入ってくるものとしては、国、道もあります、公共事業等は。これらの大枠というものは、それぞれにつけ足していけば、一定の構造と産業連関が出てくるわけなんです。

たとえば美唄市統計書、これは平成15年版です。去年出しました。そして、2003年に出しているわけですがけれども、これは3年に1度です。これは、大体が指定統計が中心です。それから、独自の自分たちのところから出している、あるいは金融協会からも出しているとか、それに国勢調査が入ってつくっています。一応いま美唄市で集約のできる統計書というのは、この美唄市統計書だと思うんです。ところが、残念なことに、たとえば総務省あたりが事業所・企業統計調査というのを、こ

れは指定統計でやっています。

私は、以前にこれを参考にして、福祉、福祉と言っても、福祉でもって御飯は食べていかれないよと。それよりも事業優先だという、一定の井坂市長に対する批判があったときに、福祉は実質地域経済にもろに貢献をするという、そういう意味で申し上げたことがあります。井坂市長の1期目の多分2年目ぐらいかと思いますが。そのときつくったのは、この統計書を参考にしたんです。ここに産業中分類事業所及び従業員数というのがあります。これは、全産業が、農業、林業、工業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給水道業、運輸・通信業、卸売・小売、飲食店、それから金融・保険、不動産、サービス業、これがいま中項目ですが、それに全部分かれているわけです。これは、事業所と従業員の数です。

そこで、一定のどういうものができてくるかったら、たとえば工業出荷額などを見ていくと、美唄の場合200億円ぐらいです、いま。そういうものがここの製造業に多分入るわけです。そして、見ればそれがわかる。いま言われた順序というのは、ほとんどこの順序です、答弁された順序は。

そこで、推計値を掛けていくんです、売り上げだとか。たとえば中に入っているんです。ただ、美唄はいま商店街が非常に大変です。商業の欄でいきますと、これは経済産業省の商業統計調査という指定統計から数値をとっています。商店数、従業者数及び年間商品販売額等の状況というのがあります。総数でいいますと、これちょっと言いますと、いま美唄の商業がいかにつらいかという状況は、平成6年からとってありますが、平成6年は年

間販売額445億円です。平成14年、2年前、315億円です。ですから、この間に130億円の減なんです。そういう傾向というものはっきりわかるんです、地域経済のひとつの商業を見ても。これは、全部見ていけるんです、そういう形で。

問題は、みずからつくっているこの統計調査、美唄市統計書、3年ごとに。これをパソコンに様式全部インプットしておけばいいんでしょう。そして、それにどういうもので入っているか、数字をつけ足していけばいいじゃないですか。そうしたら、3年ごとじゃなくたって、2年置きにだってできます。そういうような意識を、市役所の職員自身がそういう問題意識をきちっと持っているかどうかにかかるとはならないですか。そういう問題意識をきちり持って、常にみずからの統計書をそのことでもってどうだと、商業はどうなっている、農業はどうなっている、何どうなっているって。

私は先日申し上げましたけれども、農業もいつとき110億円の粗生産があったものがいま80億円でしょう。いま美唄最大の産業ともいえるべきものは何かといたら、年金です。先ほどちょっと出ましたけれども、これ公務員の共済年金等が入っていませんけれども、現在110億円です、すでに120億円かな、なっています。公務員の共済年金含めたら、これ相当なもの、200億円近いんじゃないですか、公務員の年金は高いですから。学校の先生、市役所、国家公務員、それぞれ。そうすると、美唄全体の流動性のフロー面に、足がついているお金として流れる流動性のフロー面で言えば、やっぱり私は500億円から600億円を超

えているんだらうと、そのぐらいになっているんだらうと思います。いま言われたのは510何億円と言われました。その中の315億円は商業を通じて回っているということなんです。

その場合、どういう形で物を見るかと思ったら、まず域内収支なんです。美唄市という地域でどれだけのお金が出ていってと、流動資金が出ている。それが域内では、美唄市内の中ではどう回っているのかと、どういうふう回っているのか。しかし、ここから、たとえば製造業の場合200億円ありますが、いま答弁の中にあったように、材料とか、そういうようなものはほとんど外から買っています。ですから、出荷して、そして言うならば販売していますから、いただきますね。出ても、従業員やそういうものに払っていく給与や何かを除くと、ほとんどが域外、美唄市外に支払いで出ちゃうんです。美唄で1回か2回でも回転してくれればいいですけども、通常お金は大体2回転から3回転すると、どっかで滞留している部分をまず払っておくとかと。そして、最終的に支払い期限に払うと。

そういうようなことに対して、市役所の職員の方は全くむとんちゃくという考え方じゃないでしょうか。何回も私はずっと指摘してきた。それは、根本的にこの市役所の普通会計ベースで見ていたら、言うならば単式の大福帳会計だからです。そして、市役所の行政の流れというのは予算重視の、決算重視じゃないでしょう。だから、いかに何をやって何をするかと。それは、今度は事務事業評価を事前に評価する、事後にも評価する、効率性やそういうものを全部点検してやっていくということやっていかなければ、自立なん

かできっこないわけですから、根本的に考え方を変えなければいけない。これが常に、これだけ使えば結果どうなるかという複式の会計の、そういう企業会計意識あるいは商業簿記でもいいんです。そういう感度を持ちながら、そしてそういう認識というものをきっちり持って物事に対処していたら、あれはできない、これができない、議員から質問があったら、議員に対応してもらわなければ答弁が書けないなんていうことあり得ない。議員の質問なんていうのは、本来ならこの場でいま出ることです。議長に通告しているだけです。

私が申し上げたいのは、長年市長が、新しく交代されましたが、市長もその中にどっぷりとはまっていた1人なんです。本当の意味で、そういういま答弁されたようなことを含めて、いま私が申し上げたようなことに本気になって意識改革できるかどうかといたら、これは市長自身がそういう世界の中でどっぷりはまって、そしてあなた自身が財政を担当していた中心なんです。結果として出てきている姿というのはそのとおりなんです。その辺について、もう少し考えてもらわなければならないと思いますから、これからこの美唄というものの自立を進めていくために、何と云って根本は資本主義経済であるということ。そして、その中心は貨幣経済だよ、貨幣だよ。このことをがちっと切りかえない限り、私は美唄の行財政は根本から変わらないと思う。

いま私ここに「ガバナンス」という本を持ってきています。ここに「自治体職員のエンパワーメント」と書いてあります、特集は。これは、いろいろ財政手法はあります、いま

の時代。「これからの自治体経営は、そうした激動の時代にあって、自治体職員はいかにエンパワーメントを図り、モラル」、やる気ですね、「モラルを向上させていけばいいのか。換言すれば、自治体職員のエンパワーメントなくしてこれからの自治体経営は成り立たない」、これは特集です。これは、ことしの12月号ですけれども。そういう意識を持って地域経営に入っていかなければならないと思うんですが、その辺について、まず根本的な基本について、本気にそういうことになっていくかどうかということ。

これをやりますと必ず、この間、つい2日前ですか、北海道新聞にも出ていましたから、自治体関係の自治新聞あたりには出ていると思いますけれども、職員の給与制度、これは主に成果主義とか実績主義とか、そういうものに給与改定されていくとか、ところがやっぱり国公・地方労組との話し合いがまだまもらないから、法律改正まではいかないということ。勤務評定制度から、給与体制から、給与のあり方から、全部今後また変わります、こういう状況の中で。そうすると、その中の根本である勤務評定のあり方から何から全部変わります。事業も申告制度になっていくと思います。

いま行政とそれに携わる市長以下職員関連では、全く180度変わるような局面にいま立っているんです。そして、美唄もどん底のところまで来ている。先ほど同僚の紫藤議員も言われた。このことについて率直に、従来パターンの、私が一番危険視しているのは、あるいは危険視というよりも、非常に危惧していることは、市長自身がついことしの1月まで

は美唄市職員であったということなんです。そういう中にいたということ、そして、特にそこで財政を中心に担当していたということなんです。本当にみずから、自分自身から考えていかなければならないということだと思っ  
うんです。

それで、ちょっと申し上げますけれども、市長、ここに私北海道経済白書というのを平成14年版持ってきています。これは、これだけの簿冊です。これは、道庁がつくっています。道の企画振興部経済調査課が発行しているんです。これは、北海道の特徴あるいは現況を全部分析しながら、北海道としてどのジャンルに伸びていくかということです。これは初日、私の会派で7分野ということを行いましたね、古関議員が。これ7分野入っています、この中にそのとおり。これは、北海道の特徴、全部産業構造、これ経済白書ですから。これのミニ版の美唄版をつくろうじゃないかということなんです、私が言っていたのは。そして、みずからの産業からくる経済構造を、限りなく実態に近いものをつくろうじゃないかということです。その辺について、まず意識を、本当にそういう局面に立たされている職員全体がどう変わっていくかということと、いま引き続いて努力をしたいということですから、引き続きそういう方向に向かって進めていって、そういう客観性や合理性、そして妥当性、いま美唄はこうなっているぞと。そうしたら、美唄市役所発のホームページとか、あるいはインターネットの内容というのはがらっと変わると思うんです。そして、情報を共有するところではできる、あるいは説明もできる。その辺について、市長の基本的

な考え方を再度お尋ねいたします。

それから、統計問題については先ほど申し上げましたから、そういうものの時代ですから、使えば、もっと早く皆さんにできるんじゃないかと思います。

それと、これに関連しますが、さっき申し上げたように地域経営ということを言われました。そして、継続的な財源確保とか産業連関というものを強めていきたいと、いまの時点では薄い、そういうことを言われましたが、地域経営の問題で言えば、これは地域経済は地域経営そのものです。いまはこの地方分権ですから、いわゆるローカルガバナンスの時代と言われるわけです。その場合、地域経営をどうするかということ、あるいは地域経営の主体はどうであるか、いろいろテーマがあります。その中で、やっぱり地域経営の現状把握や地域を経営診断する。そして、その中から経営戦略とかマネジメント、マーケティング、いろんなのが出てくるわけですが、もちろんITと地域経営戦略も出ますが、これらをいまうちの場合、経済部の仕事として考えているんです。これ全体の仕事なんだよ。どこで集約するかという問題でしょう。少なくとも最小限度、道でやっているように、本来企画というのが前面に出てこなければならぬと私は思います。道は、さっき申し上げたように企画振興部経済調査課でしょう。この辺について、どうもポジションも縦割りで、こういう総合的なものをつくろうとするのに、まだ縦割りの意識が抜けていない。この辺についてもお答え願いたいと思います。

それから、私も見せていただきました、普通会計ベースの複式会計にしたやつ。これあ

るというものですから、昨日いただいてちょっと見たんですが、これインターネットですか、ホームページですか、出しているの。これは、ほとんどの人見てもわかりません。出している、それはそれこそ普通会計、一般会計、市民バス、土地区画整理事業会計ですね、企業会計等は入っていないということですけれども、これやっぱり連結しないきゃいけません。それで、連結するためには、その前に1つひとつきちっと指し示すということです。連結したらこうなりますということです、決算。これは、これではわかりません。市民にインターネット、ホームページ等を利用しているというアリバイがあるだけの話であって、わかりません。

もう少しこの中のエキスの部分を、そういう場合でも、これ聞いたらこのまま出しているというんです、これを。エキスの部分、たとえば先ほど紫藤議員が言ったように、起債の残高で市民1人当たり幾らになって、そして通常はこれだけのベースですとか公債費比率はこうです、その横に、これにプラス道債が入るんでしょう、国債が入るんでしょう。そうしたら、いま市民1人当たりは何百万の、これは何百万でできない数字になりますけれども、そういう状況にいま環境置かれているんだということや何かを、もっと市民と本当に一緒になって接点つくって、情報を共有し合って、現状を確認し合って、そしてどうするかということを考えるんなら、そういうものも工夫があるでしょう。エキスの部分を漫画チックにイラスト入れて、わあ、こんなに1人当たりのこれから返していかなければならないお金をしょっているのかというような

もので、漫画チックにイラストつけてやったりして、そのエキスを全部やっていけばいいんじゃないですか、知ってもらいたいことや、そして、美唄のよい面も出す、そういうことばかりじゃなくて。こういうものに対する、そういうパソコン等を使っただけの公表の仕方とか、市民説明、報告、公表、その仕方も一工夫必要ではないかと思いますが、そのことについてもお伺いをいたしたいと思います。

それから、最後に病院の問題、いま聞きました。これは、市長、やっぱり私は北大の第1外科の教授と話をして、長い間お世話になりました、昭和18年以来。最初は第1内科でしたけれども、ほとんど弓削先生からずっと第1外科ですから、院長は。お世話になりましたが、うちの市立病院は内科が命です。特に消化器ですから、ある程度内視鏡関係に強い医師が一番理想的だと思います。今回医療振興財団から来ている週何回かの先生方は内視鏡関係は非常に強いということを知っていますから、私も喜んでいるんですが、そういう形でもって札医大第4内科から院長が来て、そしてやっぱり内科を基本にして、本当に市立病院に光をともしていくという、そういう問題に本気になって命をかけたチャレンジが必要だと思います。

そのためには、先ほどはその3分の1という決まり事があるのでということで、それが確保努力できないんなら、ほかが何ぼ頑張っても3分の1やれないんだから、その病院はやっぱり健全化計画の指定取り消しだという結論が、もし仮にその辺の情報を探って見なければいけないというようなことをいま言われているけれども、本来一番先にそのことを

探らんきゃいかんです。病院が、この間の10月の決算委員会で16年度の見通しは約2億円の不良債務が上積みになるということ出たんでしょう。答弁されたじゃないですか。3分の1の確保なんか、100%、120%、200%もできないんだよ。その辺の情報をとってみて、そしてその縛りが、ある程度その分を一般会計等が決死の覚悟で繰り出しをするんならいいんですよと、継続をいたしますよと、そういうことなら、いろいろなことを考えたいという答弁でしょう、市長は。

私は、そういう肝心なことを、生きるか死ぬかかかっているんだから、そして美唄市民も本当にどうなるんだという一番問題になっているわけでしょう。これ生きるか死ぬかでもって美唄の市立病院が死に体になっちゃったら、労災病院との統合なり総合化なり、総合病院まず1つつくっていくということだけははっきりしているんだから、市立病院の関係でもって設置者市長が発言権あるんですか、統合するとき。発言権ないじゃないですか。そうしたら、市立病院が自賄いできないんなら、先ほど言われた、そこで働いている人たち、あるいは患者、家族、みんな巻き込むんだよ。路頭にも迷わす。何がかなめかという肝心なことをきちっとやらなきゃ、かなめを押さえて仕事をするというのは当たり前原則だ。だから、その辺のこの確認は、市長、それこそ正月返上しよう何しよう、相手が言おうと言うまいと、走り回らなければいかんです。それから、地域医療ビジョンもつくらなければいかんです。医師の確保もやらなきゃいかんです。全部並列、並行作業です。これ片づけて、あれ片づけてなんて順序つか

ないじゃないですか、いま、局面は。

その辺について、再度、私は、そんなことは先に確認しておいて、どうするかという必死の覚悟が出ていなければおかしいと思いませんし、それを具体的に示していくことが医師の確保にも心が伝わる、何にも伝わるという形になっていかなければ、私は、第4内科が院長さんを本当に送ってくれるかどうかかわからないです。行ってすぐばたっといっちゃうんだったら、どうしようもならないじゃないですか。第4内科の新津教授がまだいるのかわかりませんが、その方が合意して、そして院長になってきても、市立病院がばたっといくんだったら、生き恥さらすようなものじゃないですか、その当事者にとったら。早いところ状況をつくり上げていくということに、それは1分1秒争うぐらいの気持ちでもって取り組んでもらわなければどうしようもならない状況だと私は思いますが、その辺について再度ご答弁をお願いしたいと思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 荘司議員の再質問にお答えします。

これからの行政は民間的発想を取り入れて、地域経営という視点に基づいて取り組まなければならないと、そんな意識をしてございます。

その中で統計というものが本当にまちとか経済をとらえる、そんな非常にすばらしい題材であるということで、私は今後これからの業務を遂行する上でデータを分析して判断材料にすること、このことが大変重要なことであると考えております。いまさまざまな情報を入手しやすい環境が整ってきておりますの

で、そのデータを整理、蓄積して有効的に活用してまいりたいと。また、現在議員ご指摘のように3年ごとに指定統計を中心に統計書として整理しているところでございますけれども、今後におきましては、これらの統計情報以外にも必要な情報はできるだけ取り入れて業務に生かしていくよう、私も含めまして職員の意識を高めてまいりたいと考えているところでございます。

それから、2点目の地域経営につきまして、現在、経済の動向等を経済部の仕事としてとらえているところでございますけれども、私も経済部単体でとらえるというのは非常に無理があるということから、これはやはり全体的な組織または企画財政等、企画部門でこれをとらえるようなことが必要でないかと考えておりますので、このあたりを今後調整をしてまいりたいと考えております。

3点目のバランスシートの関係でございますけれども、一般会計というか普通会計におきましてできておまして、インターネットでお知らせしているところでございますけれども、その説明とか非常に不十分だということもありますので、これは連結という決算等を検討するとあわせまして、市民の皆様によりわかりやすいものになるよう、内容等につきまして今後研究させていただきたいと考えております。

それから、4点目の市立病院の問題でございますけれども、先ほど来第5次の団体指定の問題がございまして、制度は制度として、これは私ども今後国、道と、絶対的なものなのかどうかという確認をいたしますけれども、やはりその前に市立病院が維持存続

することが先でございます。このため、今後私自身としても、また市立病院の事務局とも全力を挙げまして、さまざまな努力をしてまいりたいと考えていますので、ご理解願いたいと思います。

●議長中西勇夫君 19番荳司光雄君。

●19番荳司光雄君 まとめて1つだけ。

いま企画財政等の、企画部門の表に出てくるという問題がありましたが、いずれにしてもこれは、もう本当に縦割り意識などというようなものでは、この問題がなくても行政は従来の縦割り、前例踏襲、縄張り、そして積み上げなどという考え方というのはもう100%通用しないということだけははっきりしているわけですから、そういうことをきちっと前提にして、例えば日常は、勤務時間は自分のセクションで仕事をするが、そういうものをまとめてやるプロジェクトならプロジェクトに時間が終われば、そこにプロジェクト参加するんだという形を、そのぐらいの形でもって1人が2役、3役ということをやっている限り、人件費の抑制と同時に、経費面もさることながら、職員全体の意識は変わっていかないと思います。私は、すべてがサービス産業とは言わないです。これは、また給与の中に織り込むか、あるいはそうではないにしても、どういう方法かで方法あると思うんです。1人がダブル、トリプルの役割を担うという形をとっていかざるを得ないんですから。これは、頭脳部分の仕事ですから。市民との協働の部分とは、あるいは自主協働だとか、自助・公助・共助というような、そういう範疇外の仕事の部分は役所の中でがちっとかためなければならぬんですから。その辺

について、一工夫も二工夫もあるんじゃないかと思います。

そのためには、私がさっき言いました、このエンパワーメントというのは、職員の能力、創造性、それから職員の企画力、このことを1つのものとして言っているわけです。だから、そのエンパワーメントという、メントというのはマネジメントのメントと同じなのです。これは、職員自身の問題です。これをどう取り組むかということについて、率直に、これは要望です。最初について答えていただきたいですけども、私はお願いと言ってもいいぐらいです。職員の人たちがそういうような立場に立ち返ってほしい、変わってほしい。私ども議員なんていうのは、あと2年もしたら選挙があって、だれが出てくるかわからないんです。役所の職員は何だかんだ言ったって、とんでもないことでもしない限り30年なり40年近く勤められるんでしょう。どういう意識を持って、どういう目的意識で、どういう使命感で、積み上げの役所の一般職の人たちは市長を中心に、市長とか助役だとか、特別職は4年に1度だ。市長は選挙です、4年に1度直接選挙ですね。一般職の人たちの底上げを図る以外に行政の活性化はあり得ないんです。そして、こういう時代に即応する切りかえもできないんです。この辺について、本気になって、市長、自分も鍛え直すつもりで、あなたがその世界に入っていたことは間違いないんだから、そういうような形でぜひ取り組んでもらいたい。これは、率直にお願いに近い形で要望いたします。

1点目だけお答え願います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 荘司議員の再々質問にお答えします。

地域経済の低迷等、このような厳しい現状の中で、まさに美唄市が活力を持ったまちとして再生されるためには、私ども活性化につくまして、やはり縦割りではなく横断的な部分、こういう組織を近々の課題として全庁的につくると、そんなことを早急に検討してまいりたいと考えております。

また、要望等の中で、組織はやはり人でございますので、この職員、そして私みずからもやる気を起こして、このまちづくりに真剣になって取り組んでまいりたいと、このような決意でございますので、よろしくご理解願いたいと思います。

●議長中西勇夫君 次に移ります。

10番米田良克君。

●10番米田良克君（登壇） 2004年第4回定例会に当たり、大綱4点について市長並びに教育長に質問をいたします。

大綱の1点目は、（仮称）生活安全条例についてであります。具体的に条例が姿を見せておりませんから、そのことを想定してということでの質問をさせていただきます。

第3回臨時会の市長の所信に対する質疑の中でもこのことは申し上げました。そのときに答弁をいただいたわけですが、私が受けとめていたことからすれば、どうも納得がいかないという部分もありまして、さらに調べてみました。それで、これにかかわって幾つか質問をしたいと思います。

その1つ目は、この生活安全条例なるものの由来と、それからたまたま東京都の条例のことが載っておりましたので、それについて

お尋ねをしたいと思うんですが、2001年の11月に警察庁の生活安全企画課が都道府県警察の長に対して、社会の保有してきた犯罪抑止機能の低下というものを地域社会の連帯意識の希薄化が原因だとして、その回復への働きかけを訴え、防犯の自主努力を促すとともに、警察への協力を求める施策を通達した。これが2001年11月のことです。ちょうど3年前になりますか。これについては、大体1980年代のおしまいから一般刑法犯の検挙率低下が姿を見せてきて、2000年からは急激にこの検挙率が低下をした。そして、20%を切る状況が生まれてきている。これは、大変だというのは国民の意識の中にあったわけです。この対策として出されたものだというふうに言われています。

このことを指摘しているのは、作家の小林道雄さんという人なんです。この人はノンフィクションを書く人で、警察とか、それから司法の問題、少年問題を題材にした作品を書いている。そういう指摘をしております。こういうふうになった原因は何かということの分析もされているんですけども、これは小林さんの話によれば、1つは検挙率ですから、起きた犯罪の数に対して検挙何人と、こういうことになるんです。分母が大きくなれば、検挙数は変化なくても、率は下がるわけです。この分母のいわば犯罪として警察が認定した数が急激にふえているということです。これは、私どもの生活の実感の中でそういうことを感じているかということ、それはそうではないんです。それは、警察の組織内部のやはり問題があって、それまで表に出さなかった数字を出さざるを得なくなってきたという状況

があると、そういう分析をしております。そのことが分母が大きくなって、結果として率が急激に下がると、そういう現象になった。たとえば率が半分になったというときに、犯罪が倍起きているかと、そういうことではないということなんです。そういう分析をしています。

じゃ、なぜそういうことが起きたかということは、警察の組織内部の問題として警備警察の重視ということが70年代から進んできておりまして、いわゆる警備、公安の関係です。警備にあらずは警察にあらずと、そういう意識が警察の組織内であって、それは刑事というものを低く見てしまうということ。そういうことが刑事警察の力の低下というものになっていくと。このことがやはり検挙率に大きく影響してくる部分もあったのではないかと、そういう見方をしています。

これを受けて、翌2年には大阪府は「生活安全条例」をつくりました。これは、かなり極端な例かと思えますけれども、危ないものを持って歩かないと。たとえば鉄パイプなどを持たないということです。そのことがバットやゴルフクラブまで持って歩くなと、そういう規制になっている。だから、府民みずから自分たちの生活を規制していくという、そういう内容を持っていたということです。

東京がつくったのは、「東京都安全・安心まちづくり条例」というものです。この第1条には、こういうふうに書いてあります。

「この条例は、東京都の区域における個人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止に関し、東京都、都民及び事業者の責務を明らかにするとともに、安全・安心まちづく

りを推進し、もって安全で安心して暮らすことができる社会の実現を図ることを目的とする。」こういう目的をはっきり第1条でうたっています。私は、この中で東京都が都民の安全のために努力をするということは理解をしますけれども、都民が安全なまちづくりのために責務を持つということをはっきりうたっているわけです。このことが警察の主導のもとで行われていっているということです。そして、その6条には、「警察署長は、その管轄区域において、区市町村及び都民等と協働して、安全・安心まちづくりを推進するための体制を整備するものとする。」というふうに、条例で警察に都民を協力させると、こういう内容を持っているわけです。

これらが警察庁の出した通達によって、実は今回この質問をするということで関係の課とも話をしましたけれども、道段階でもいま作業が進んでいるし、それから市町村でも道内すでにこの条例ができたところがたくさんありますということをお聞きしました。道の資料もいただいたんですが、道がいまつくろうとしている生活安全、名称はちょっと違いますけれども、これはやはりはっきりと道民に責務を求めていると、そういう中身になっています。ですから、同じ内容でほぼつくられるという形になっているわけです。

ですから、こういう形でつくるということが、私は小林さんという先ほどの作家の方の言葉をかりれば、警察の内部事情でもって検挙率が落ちた、そのことを地域住民に責任転嫁をするといいますか、そういう形になりかねない、そういう危険があるぞという指摘をされております。

この辺、私がこの問題をさきの臨時会の中で取り上げましたのは、市長の公約の中に大きく最後の項目にこれがうたわれておりましたから、違和感があるということをさきの臨時会の中で申し上げたわけですがけれども、そのかわりで私の疑問は、やはり今回調べてみて余計大きくなったなということで、この辺の考え方をお尋ねをしたいということです。

そして、美唄市のまちの状態で言えば、私はそんなに、さきの臨時会の中では発生する犯罪件数のお話もありましたけれども、たとえば夜にまちを歩けないとか、そういうことを感じてはいないわけです。もちろん子どもたちが被害者になる犯罪や何かも全国で言えば起きているということは理解をしております。ただ、条例をもって市民全体のものにしていかなければならないという、そういう事態だとは思っていないわけです。美唄として、当面いわば最優先課題としてこういう条例をつくらなければならないというのは、本当にそういう判断に立たなければならないのかどうかということです、そのことをお尋ねしたい。

それから、3つ目としては、市民生活とのかかわりですがけれども、戦争中に隣組というのがありましたですね。これは、住民の相互監視組織というふうに戦後理解をされているわけです。町内会がいわば隣組化するのではないかということです。市民の相互監視体制だとか、これは東京の場合はこの都条例ができたことによって一気に監視カメラがふえたという問題があります。これは、1つのシステムをつくるのに400万円かかるそうですけれども、多くの投資をして監視カメラをつけた

ということで、たとえばコンビニ等の中で防犯のためにカメラが置かれるということは、これは店の経営状況からしてやむを得ないかなという気もするわけですが、普通に市民が歩く道路がいつの間にか監視カメラがあるというようなことは、はていかなものかということを感じずるわけです。これら、あるいは防犯等の各種行事などへ、たとえば町内に参加割り当てが来るとか、そんな形になるのではないかと、そういう心配をするわけです。この辺いかなものかということをお尋ねをしたいということです。

それと、いまちょうど雪の季節になりましたけれども、これからの市民の大きな関心は、やっぱり除雪体制がどうなのかということになるわけですし、そのほか今回同僚議員の方々何人も、やはり地震災害についての心配を質問の中で取り上げておられましたけれども、これらについての対応策というものがずっと優先度が高いのではないかとことを考えます。それらあわせてご答弁をいただければというふうに思います。

次に、大綱の2点目は、三位一体改革の問題の中で、特に義務教育費国庫負担制度について質問いたします。すでに同僚議員の質問の中にもありましたが、今回国の補助が切られるという部分で、私はそこに端的に8,500億円という金額を挙げたんですけれども、これは全国の中学校の教職員給与費の国庫負担分、これが8,500億円、2カ年で切られるということです。だから、2005年、2006年、この2カ年で半分ずついくということで、とりあえずは2005年でこの半額いくと。あと税源移譲でいきますということですよね。義務教育費国

庫負担制度については、これを守っていくために毎年美唄市議会でも意見書を採択してきております。そのことは皆さんにご承知いただいていることと思いますが、実はこの制度は戦前からありまして、現在の法律は昭和27年にできたんですけれども、そういうふうに長い歴史を持ちます。それは、日本じゅうの義務教育のレベルを一定に保つために、基本は国が負担すべきものだという考え方でできた法律です。そして、実はこれまで財政状況の悪化から次々と中身が整理されてきまして、たとえば学校の教育活動で使う教材費、それから図書館の本を買う図書費、これらはもうすでに切られてなくなっています。今回もいわば最後に残ったのが教職員の給与費です。これは、北海道の場合で言えば道と国が半分ずつ持つということになっていて、国から半額来るわけです。その半額分が今度来ないということになる。しかも、今回切られることが決まったのが中学校費の分だけと、こういう仕組みです。ですから、これについて、市長のご見解をお尋ねしたいということです。

それから、2つ目は、この国庫負担制度、これは義務教育費という言葉をといてしまってますけれども、義務教育費国庫負担制度について、どんなふうにお考えなのか。いま申し上げたように、教材費もなくなった、図書費もなくなった、そして今度は給与費の中学校分が切られると。ただ、来年の秋の中教審の答申を待つという条件はついてます。私は、今回の国の政策に合った答申が出るのではないかとことを心配しているわけですが、そうなったときに、じゃ税源移譲されて補てんされるのかというと、税源移譲の分は、

たとえば計数はじくのに人口等が大きく物を言うわけでして、全国の中でも文部科学省の試算では6つかそこの県はいま来ている金を上回るけれども、あと40ほどは全部下回ると。北海道なんかも下回り方の大きい方のトップに近いぐらいの数字が出ています。ですから、これらがなくなっていくということについて、市長の方でどんなふうにお考えになられるかということをお尋ねしたい。

それから、3つ目も文部科学省がそういうふうにやっていくということについて、あわせて見解をお尋ねしたいということでもあります。

大綱の3点目は、教育長にお尋ねをしますが、教育基本法の改正についてであります。私も自分のやった質問のことをちょっと調べてみましたら、ちょうど2年前の第4回定例会でこの問題を質問しています。このときは、なぜ取り上げたかということ、中央教育審議会が教育基本法改正についての中間報告を出したわけです。それで取り上げて、いろいろとお尋ねをいたしました。今回取り上げましたのは、昨年、中央教育審議会はこの問題について最終答申を出しました。そして、ことしの6月、自民党、公明党の与党の検討会というものが中間報告を出して、ほぼ与党の考え方がまとまったと。一部愛国心の扱いについて整理できていない部分がありますけれども、そういう事態になったということが明らかになりましたので、そのことでこのことをお尋ねしたいということです。

1つは、憲法と教育基本法の関係について改めてお尋ねをしたいということです。1946年にいまの日本国憲法ができました。翌47年

5月3日から有効になるわけですがけれども、同じ47年に教育基本法が制定をされると。教育憲法と呼ばれたりするわけです。この教育基本法前文には、「憲法の理想の実現は、根本において教育の力にまつべきである」、こういう記述があります。これでそれらの関係についてお尋ねをしたいということ。

それから、2つ目は、いま申し上げた与党の中間報告についてであります。これは内容的に極めて問題があるというふうに思います。

まず、1つは、いま触れました教育基本法前文の中には「憲法の精神に則り」という文言があります。これは、中央教育審議会の答申は教育基本法の基本的な考え方についてはそのまま残したいという見解を出しています。ところが、与党の中間報告では、さらに検討を要するというふうにこれをしてしています。ですから、ということはこの「憲法の精神に則り」というものを削除するのではないかというおそれを私は感じます。幾つか例を挙げますけれども、1つはそれです。

それから、教育の目標というものをたくさん挙げました。これは、いま現行教育基本法では憲法でうたっている平和主義とか民主主義とか人権の尊重とか、ごく基本になる、いわば徳目と申しましょうか、そういうものしか取り上げていないわけですがけれども、さまざまたくさん取り上げて、およそ20項目にわたってこれを挙げると。これは、かつての教育勅語よりも多いという問題を持っております。

それから、あと「すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を」とい

う、そういうくだりがありますが、これも与党の中間報告は「ひとしく」という言葉を外してしまいました。中教審は、教育の機会均等は個人の尊厳を確保する上で欠かせない原則だというふうにしています。ただ、中教審の答申の中では、これまでの教育が過度の平等主義というのは、私にすれば言わずもがなのことを言っているという部分、問題はありますけれども、これは「ひとしく」という言葉を外してしまいますと、これは憲法第26条でも、憲法の中ではただ1カ所、教育について記述をしている条文ですけれども、この中にもきちっと「ひとしく教育を受ける権利を有する。」ということをはっきり明記しているわけです。これがなくなるということは、お金があろうがなかろうが、教育を受ける権利はきちっと保障されるんだという、この考え方がなくなってしまうのではないかとこのことを考えます。

あともう1点だけです。現行教育基本法10条では、「教育は、不当な支配に服することなく」ということがあって、教育に不当な圧力をかけてはならないということがありますが、それを「教育行政は、不当な支配に服することなく」というふうに変えてしまっているんです。これは、教育行政というものが不当な支配から外されてしまうということになって、いわば教育行政による教育への不当な支配が正当化されてしまう。いまでも私は不当な支配が相当に行われているというふうに考えます。一番極端な例は、「日の丸」、「君が代」の強制等あるわけですがけれども、これが一層強固になるという心配をいたします。

いま申し上げたような問題点をいいますと、いまの憲法があって、それを受けて教育基本法があるということになるわけで、憲法を精神をそっくり受けて教育基本法があるとするれば、教育基本法の考え方を改めるためには、先に憲法を変えなければならないと。これは、当然の理屈だというふうに思うわけで、そのところの考え方についてお尋ねをしたいということです。

それから、3つ目として教育行政の役割でありますけれども、地方教育委員会制度というのはすでに50数年になるわけで、現在の教育の制度、戦後の教育制度改革によって、いわば全国にしっかり定着してきているというふうに思うわけです。

ただ、最近の教育問題議論の中では形骸化しているのではないかという意見が出たり、あるいは教育委員会不要論というものも議論されるという状況になっております。教育委員会みずからの役割について、どんなふうにかえられるか、そのことをお尋ねしたいということです。

それから、大綱4点目は学校配置計画の問題ですが、端的に西美唄中学校の統合の問題についてお尋ねをいたします。私の理解では、過去の議会答弁の中で西美唄中学校についてはもう統合の方向がはっきり出ていて、時期も答弁されたというふうにお聞きしているわけです。ところが、最近これは地域の教職員の話をつままたま聞く機会があったんですが、市長選挙が終わった後、統合問題はチャラになったという、そういう話を聞かされたわけです。私はびっくりいたしまして、そんな話はまだ全く聞いていないということで、この

問題について、現在の状況について改めてお尋ねをしたいということです。

それから、小・中一貫校の問題については、同僚議員の質問で考え方はお聞きをいたしました。

ただ、その答弁をお聞きはしたんですが、小・中一貫校そのものについては、私は相当問題がある中身を持つなということを思います。これは、学校選択制等とも通ずる部分があると思いますが、いわばエリート養成の学校づくりという、そういう心配があるというふうに思いまして、そのことについての教育長の見解をお尋ねをしたいと思います。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君（登壇） 米田議員の質問にお答えします。

初めに、「生活安全条例」についてですが、近年の複雑多様化する社会情勢を反映して、犯罪は増加傾向にあり、新たな手口の犯罪が身近で発生しております。

また、少子高齢化が進む中、交通弱者である児童や高齢者が被害に遭う交通事故も多発しております。

こうしたことから、市民の皆さんを犯罪や事故から守るため、従来からの地域安全活動をもとに、いままで以上に積極的な住民参加により市と関係機関・団体・地域住民が一体となって安全で住みよい地域社会づくりを進めるために、「生活安全条例」を制定してまいりたいと考えております。

次に、美唄市の実態と条例制定についてですが、安心して暮らしたいとの思いは市民共通の願いであり、市や関係機関・団体・地域が一体となって犯罪や交通事故等の防

止を図ることが大切であり、市民の自主的な安全活動を関係団体等との連携により推進する必要があると考えております。

なお、条例制定の要望につきましては、美唄防犯協会と美唄交通安全協会の連名で要望書が提出されております。

次に、市民生活とのかかわりについてですが、安全で住みよい社会を実現するには、行政はもとより地域の方々と連携を図りながら地域の課題に一体となって活動することが必要であります。そのため、従来からの防犯協会や交通安全協会等の組織を活用しながら、地域の実情に沿った活動を推進するため、今後幅広い市民の方々の意見を伺いながら「生活安全条例」を制定してまいりたいと考えております。

次に、三位一体改革と義務教育費国庫負担制度についてですが、現行の義務教育費国庫負担制度は、公立小中学校の教職員給与の半額を国が補助する制度で、残る半額については都道府県が負担することとなっております。

今回地方6団体がまとめた「国庫補助負担金等に関する改革案」では、平成18年度までに中学校分、平成19年度以降に残る小学校分を廃止し、地方に税源移譲するよう求めていたもので、去る11月26日、政府と与党により決定を見た「三位一体改革の全体像」によりますと、平成17年度と平成18年度において、総額で2兆8,380億円の補助金削減を行うこととしており、中でも義務教育費国庫負担金については総額で8,500億円の削減となっております。ただし、平成17年度分については、4,250億円となっておりますが、これはあくまで

暫定措置としており、義務教育制度のあり方について平成17年秋までに中央教育審議会で結論を得ることとなっております。

また、文部科学省の試算では、東京など7都府県を除き、税源移譲額が補助金削減額を下回るとされており、削減される補助負担金が全額補てんされなければ、厳しい道の財政状況からして、教職員等に係る道予算について何らかの影響が出るのではないかと危惧されるところであります。このため、教育水準に影響を与えないよう道に要請するとともに、減少分については地方交付税などによる補てん措置を講ずるよう、国に対し積極的に要請をしまいたいと考えております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君（登壇） 米田議員のご質問に順次お答えいたします。

初めに、憲法と教育基本法の関係についてであります。憲法は国の最高法規として国の政治の方向性を規定するための基本を定めたものであると考えております。

また、教育基本法は、憲法において教育のあり方の基本を定めることにかえて、我が国の教育及び教育制度全体に通じる基本理念と基本原則を宣明することを目的として制定されたものであります。

この基本法の理念とするところは、戦後の民主的、文化的、そして平和的な国家の建設を目指すに当たり、教育の目的を明示し、教育の基本を確立するため、憲法を教育に生かすことにあると認識しております。法制過程の議論からも、同法が憲法との一体性を強く持った性格を有していると考えております。

次に、基本法改正に係る与党中間報告についてであります。教育基本法の見直しにつきましては、国においては平成15年3月、中央教育審議会から新しい時代にふさわしい教育基本法のあり方について答申がなされたところであり、それを受け与党教育基本法改正に関する協議会において検討が行われ、6月に中間報告が公表されたことを承知しております。教育に関する諸法令の根幹をなす法律である教育基本法は、施行以来1度も改正されないまま半世紀を経過し、この間社会経済情勢や教育を取り巻く環境が大きく変化していることから、新しい時代に対応した教育を進めていくために、見直しの検討が行われていると承知しているところでございます。公表された与党の中間報告の中には、さらに検討を要する箇所の指摘等があり、今後さらに十分慎重な議論が深められた上で国民的な合意形成を図りながら取り進められるものと考えております。

次に、教育行政の役割についてであります。教育委員会は地方教育行政制度の中核をなす行政組織として教育行政の中立性や継続性を確保する観点から、市長部局から独立した執行機関として設置をされております。その主な職務は、地方公共団体が設置する学校の管理運営に当たるとともに、社会教育、文化、スポーツ等の幅広い分野において、その振興を図ることとなっております。このため、様々な分野について教育委員が市民の意向を的確に把握するとともに、市民の多様な発想や価値観を尊重して活発な議論を行い、合議により教育に関する基本方針や重要事項を決定し、各種の施策に当たっているところであ

ります。

今後、教育行政における地方分権の観点を踏まえ、教育が市民に対し直接に責任を負っていることの自覚を新たに、教育行政の制度や教育機能の充実が図られるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、学校配置計画についてであります。西美唄中学校につきましては、教育委員会ではこれまで少人数校の教育環境を整備するために、西美唄中学校を配置見直しの対象として、地元保護者の方々と学校の今後について話し合いを行っております。話し合いの中で保護者からは、地域における学校が果たす役割などのご意見をいただいているところであり、配置を見直す上で地域の方々と十分な話し合いを行うことが大切であると考えております。このため、目安としておりました見直しの実施時期についてはもう少し先として、17年度は話し合いの期間とさせていただきたいと考えておりますが、子どもたちのよりよい教育環境のあり方を検討していく上で、できるだけ早い時期に方向が定まるよう取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、小・中一貫校についてであります。小・中一貫校は小学校段階から中学校段階への移行をよりスムーズにした新たな教育課程を編成して、児童生徒の学力向上を目指すものとしておりますが、これにつきましては道教委が本年度から道内9つの小中学校をモデル校として調査研究を進めている段階であり、小・中一貫教育がどの程度の教育効果をもたらせるのか、現時点でははっきりとした判断がしにくいこともございますので、この後、調査研究を進めているモデル校の実践報告な

ども参考にしながら、小・中一貫教育について検討してまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 10番米田良克君。

●10番米田良克君 2点について再質問をいたします。

1つは、「生活安全条例」のことですけれども、私は先ほどもちょっと申し上げましたけれども、警察庁から通達が出たということで、全国に条例がどんどんつくられていくと。私ども議会で市の条例を審査いたしますけれども、国で法律ができて、関連する条例を自治体がつくるというケースがほとんどであります。あるいは、美唄市独自でつくっていくというものです。このケースのように、特定の官庁の通達によって、それが全国でつくられていくというケースがあるのか、そこのところはよくわかりません。ただ、これは何かちょっと危ないんじゃないかという、そういう感じを持ちます、はっきり言いました。

犯罪発生がふえているということは、先ほど申し上げた分母の問題のことを外して考えてみて、あるいはあるのかもしれない。ただ、これは日本でバブルの時期があって、そしてバブルが崩壊して、その後現在に至るといって、その道筋ではさまざまな問題が起こりました。そして、つい先日も中学生がにせ札をつくって使ったという事件が報道されました。金のためなら何でもありだという、そういう風潮が非常に強くなってきているんです。それは、いわば上から下までといたしますか、道議会でも随分議論されましたけれども、道警の裏金問題で、これはいわば全国的に報道される問題になっております。そして、国民

の生活は日々是苦しくなっていくという状況です。市役所も例外ではないという状況で議論されているわけです。多くの国民が願っても、なかなか願いを国が現実のものにはしてくれないと、こういう状況と、私は犯罪の発生とは密接につながりがあるのではないかと、いうふうに考えます。

大阪で言われていることとして、阪神が勝てば犯罪が減るといいます。だから、昨年阪神が優勝したわけですがけれども、はっきり犯罪が減っているんです。大きく減っているわけです。ということは、やはり喜びを感じることができるような生活ができれば、犯罪が減ると。だから、生活に満足があれば、やっぱりはっきり犯罪は減るといえるんだと思うんです。ですから、条例をつくれれば犯罪が減るとか、犯罪の発生が抑えられるとかという、そういう発想は私は違うんじゃないかということをおもうわけです。

ですから、この条例をつくることで安全・安心な美唄が本当に姿を見せるんだろうか、あるいはいま盛んに、さきの臨時会での市長の答弁にもありましたけれども、おれおれ詐欺なんかを手を変え品を変えて複雑巧妙になっていくという状況がある。じゃ、こういうものが「生活安全条例」によって果たしてなくなるんだろうか、そういう問題でもあるんじゃないかということを思います。

ですから、市がやらなきゃならないことは、やっぱりたくさんの方野であるというふうに思います。確かに条例制定の要望はあるんでしょうけれども、あるいは道内の他市町村でどんどんつくられるという問題もあるんでしょうけれども、私は臨時会で申し上げたよう

に、多くの市民がそのことを望んでいたものではないというふうに思います。

ですから、ただいまいただいた答弁はなかなか納得できないということです。やはり美唄が当面急がなければならない課題はたくさんある、そういうことに力を注ぐべきではないかというふうに思うわけですが、改めて市長のお考えをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、教育基本法の問題で教育長にお尋ねいたします。はっきりと、やはり憲法を受けての教育基本法ということをご答弁いただきました。そして、教育基本法が果たした役割については、中央教育審議会の答申の中でも高く評価をしているわけです。今日の日本の発展というのは、この法律があったからだということを言っています。2年前のときにも、教育基本法の意味を、意義を高く評価する答弁を教育長からはいただいております。

ただ、いまのご答弁の中にもありましたけれども、平和的な国家の建設ということをお求めていると。ところが、現在の日本の歩みというものは明らかにこの方向とは違うのです。ですから、いまこそまさに現行教育基本法をしっかりと全国に定着させるということこそが、むしろ日本の進むべきではないかというふうに思うわけです。ですから、憲法はそのままにしておいて、教育基本法の改正をどんどん進めていこうとする、これは、明らかに誤りだというふうに思うわけです。

ただ、憲法改正の議論は随分早くからなされています。政権政党の自民党は憲法改正を党是として持っている党であります。ですから、さきに同僚議員の質問でもありましたよ

うに、これは憲法改正問題もそう日を置かずにかなり具体的な姿を見せるんじゃないかという気はしております。

しかし、教育基本法改正の問題はどうやら来年の通常国会では提案されるんじゃないかという、そういう心配をしています。なぜ順序逆の方向をとるのかという問題では、憲法は国会議員の3分の2以上の発議が必要です。国会が決めれば、今度は国民投票にかけねばならないという、そういう高いハードルが2つあるわけです。しかし、教育基本法は法律ですから、国会で衆参両院過半数の賛成が得られれば、これは改正の成立が簡単にできてしまうという問題があります。ですから、まずは教育基本法の改正を先行させて、よく言われている言葉で言えば憲法改正の露払いをさせるという、そういう考え方があると思うわけです。ですから、ここのところはむしろ現行教育基本法をしっかり守ろうという考え方に立つべきではないかというふうに思うわけですが、その辺のお考えをお尋ねしたいというふうに思います。

それから、与党の中間報告の問題ですが、すでに9月に与党からは文部科学省に対して改定の作業の指示がおりています。ですから、当然この中間報告の内容が大筋で改正案がつくられるというふうに思われます。ですから、これから来年の通常国会までの時期に国民的な合意形成に努力するとは到底私は思えないわけです。むしろ教育長からいただいた答弁は、まずまず実現の可能性はないんじゃないかというふうに思います。このままでいくと、いまたくさん問題を日本の教育は抱えているというふうに言われています。私も

そう思います。

ただ、この改正が進むということになれば、先ほども言いましたように、平和的な国家の建設とはおよそ逆行する方向へいってしまうおそれが多分にある。現在でも子どもたちに考えさせることはしないということ。これは、端的に「日の丸」、「君が代」の問題がそのことをあらわしているというふうに思います。特に異常な姿になっているのが東京都です。

「君が代」のときに起立をしない教職員を大量に処分するという、日本の歴史で見ても本当にないような事態が発生しています。これは、多くの人たちがこれに対しては警鐘の発言をしているわけですが、こういう方向がどんどん強化されるおそれが、この改正によってはあるというふうに思います。

ですから、むしろ教育の状況はますます厳しくなっていくのではないかと。そして、ちょうどいま学校にいる子どもたちなんか大人になるころに、もしかすれば憲法改正もあって、徴兵制というような事態に立ち至るのではないかと、そういう心配すらするわけがあります。ですから、このことについても改めて考え方をお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、3つ目の問題として、地方分権とか市民に直接責任を負って自覚を新たにしようというふうに考えていらっしゃるということ、これは至極当然のことだというふうに思うわけですが、教育委員会としては現在教育の抱えているさまざまな問題をしっかり見詰めて、それにかかわる発言や発信をしてほしいというふうに思うんです。いま問題になっている教育基本法の改正がどんな意味

を持つか。日本の将来にどんな陰を大きく投げかけるのか。子どもたちが本当にそのことによって幸せになるのか、そのことについて美唄で一番わかっているのが教育委員会だと思うんです。そのことのお考えをはっきりと発言すべきだというふうに私は思います。いままさに地方教育委員会の存在意義というものを示すときではないかということも思います。中央が決めたことをただやっていくということでは、それは地方教育委員会の意味はないわけですから、ぜひそういうところをはっきりと出していただくということによってほしいというふうに思うわけですが、教育長の見解を改めてお尋ねをしたい。

●議長中西勇夫君 市長。

●市長桜井道夫君 米田議員の再質問にお答えします。

「生活安全条例制定」についてであります。悪質な犯罪や悲惨な交通事故が増加する中で、安全で安心な地域づくりは市民共通の願いであり、多くの市民の参加のもとに市民と行政が一体となって生活安全活動を推進する必要があると考えております。このため、生活安全条例を市民の皆様の声を聞きながら制定してまいりたいと考えております。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田議員の再質問にお答えを申し上げます。

初めに、憲法と教育基本法の関係についてでありますけれども、教育基本法は民主主義、平和主義を基本原則とする憲法を受け、教育理念と教育制度の基本を明示した、教育諸法の総則的な位置づけにあるものと考えております。地方分権が進む中、国と地方の新

たな協力体制のもとに、地域に根差した教育行政をこれからもより一層主体的かつ積極的に展開していかなければならないものと考えております。

次に、与党中間報告についてであります。6月に公表されました政府、与党による中間報告の中には、さらに検討を要する箇所の指摘等があります。今後も十分な議論が深められ、国民的な合意形成を図りながら慎重に取り進められるものと、このように考えております。

次に、教育委員会の役割についてありますが、先ほど申し上げましたとおり、教育基本法はすべての教育諸法令の根幹をなす法律であり、この法律の改正論議につきましては、地方の教育行政にも大きく影響するものではないかと考えているところであります。教育委員会といたしましては、これからも議論の経過、その内容についてしっかりと受けとめていかなければならないものと考えております。

●議長中西勇夫君 10番米田良克君。

●10番米田良克君 市長から答弁をいただきましたが、これは要望として申し上げたいと思いますが、ぜひいま答弁された多くの市民の参加のもとにという部分、そして本当に市民生活に意味のある条例であるかという、その辺の議論を十分に尽くしていただく必要があるなというふうに思います。これは、提案権は市長にあるわけですし、そのことを云々するつもりは私はありませんけれども、1人の市民として、やはり住みよい美唄をつくっていくという視点での作業の進め方、そういうものをぜひ要望しておきたいというふうに

思います。

それから、いま教育長から答弁をいただきましたけれども、やはり先ほども申し上げましたように、憲法を受けての教育基本法だとすれば、いまの答弁のようには私はならないというふうに思うのです。

そして、いまもう1度3回目というか、そういう形で立ちましたのは、次の通常国会で提案されるとすれば、もう3月議会では間に合わないんです。ですから、いま言うておかなければ、それはもう間に合わない。教育委員会の中でぜひ議論をしていただいて、そして美唄の子ども、よそのまちの子どものことはとにかくとして、まず美唄の子どもたちの幸せを考えたときに、果たしてこの改正というものが本当に子どもたちのためになるのかどうか、そのことの議論をしっかりとさせていただいて、もしできることならば、その考え方が、これはやはりおかしいということがあるんであれば、ぜひともそれぞれの関係へ意見反映を美唄市教育委員会としてやっていただきたいと思うわけです。その辺いかがでしょうか。

●議長中西勇夫君 教育長。

●教育長村上忠雄君 米田議員の再々質問にお答えを申し上げます。

教育基本法は、憲法を受け、すべての教育諸法の根幹をなす法律であります。地方の教育行政に大きく影響するものでございますので、私ども教育委員会といたしましては、これからも議論の経過、その内容についてしっかりとそれを受けとめ、そしてまた国と地方の新たな協力体制のもとに、地域に根差した教育行政というものをこれからより一

層主体的、積極的に展開していきたい、このように考えております。

●議長中西勇夫君 以上で一般質問を終わります。

---

●議長中西勇夫君 これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

---

午後3時20分 散会

